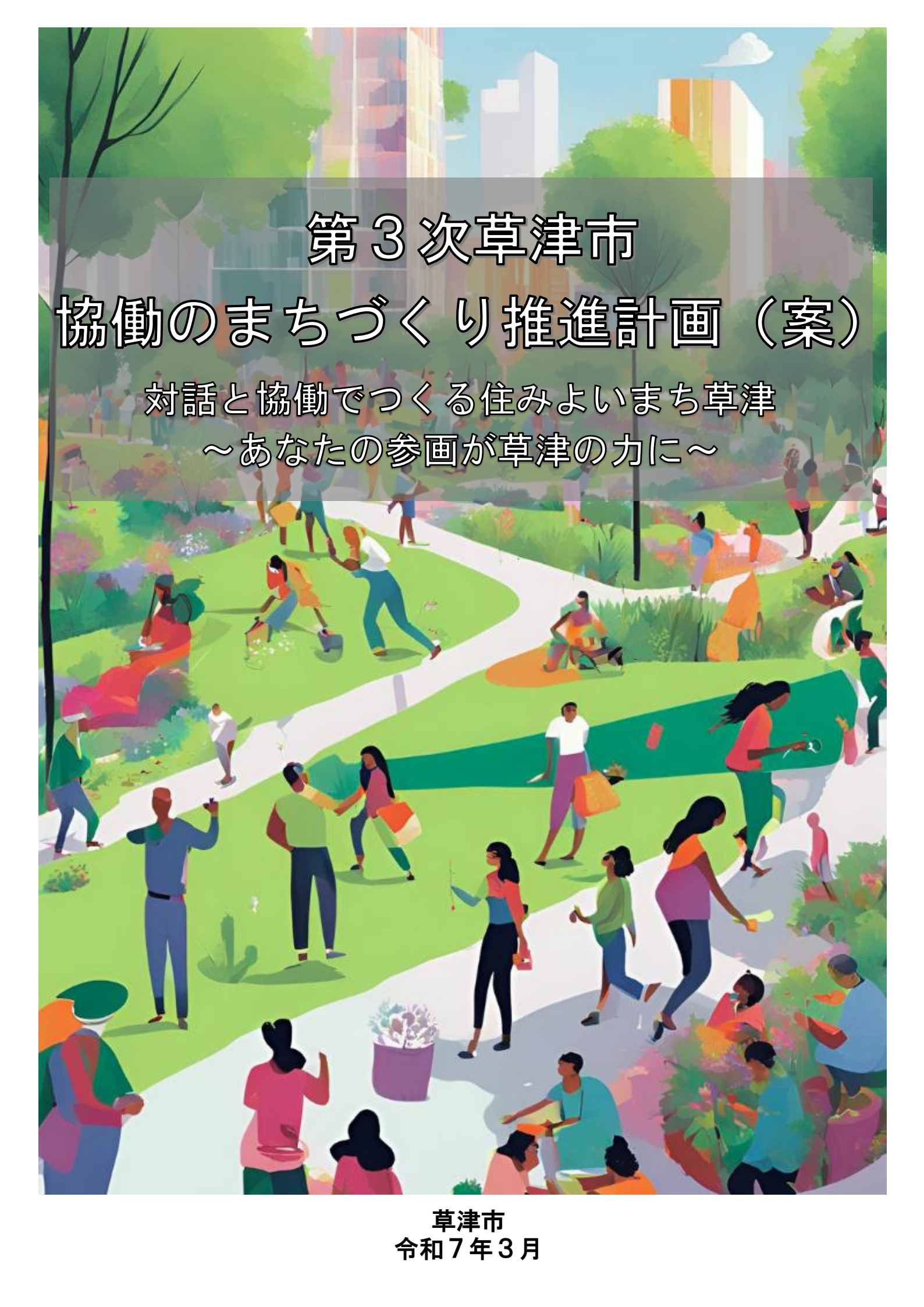




第3次草津市 協働のまちづくり推進計画（案）

対話と協働でつくる住みよいまち草津
～あなたの参画が草津の力に～

草津市
令和7年3月

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1. 基本的事項	P1
計画策定の背景・計画の位置付け・計画の期間・	
持続可能な開発目標(SDGs)について・用語の説明・各主体の役割・	
協働の基本原則	
第2章 協働のまちづくりの現状と課題	
1. 協働のまちづくりの現状	P8
地方分権・人口減少・市民ニーズの多様化と財政の硬直化・	
市民公益活動の広がりや新たなコミュニティ活動の展開・市民の意識・	
町内会の意識・市民公益活動団体の意識・市職員の意識・コロナ禍の影響	
2. 第2次計画の実績と課題	P14
市民・まちづくり協議会・基礎的コミュニティ・市民公益活動団体・教育機関・	
中間支援組織・市	
3. 各主体の横断的な課題	P22
第3章 協働推進のための施策展開	
1. 今後の協働のまちづくりの展開	P24
2. 今後の協働の方向性	P25
3. 各主体の目指す姿	P26
市民・まちづくり協議会・基礎的コミュニティ・市民公益活動団体・教育機関・	
中間支援組織・市	
4. 取組テーマ	P29
取組の方向性・各取組テーマ	
5. 評価の視点と目標値等の設定	P33
6. 具体的施策	P34
7. 今後の方向性から見る好事例・先進事例	P42
第4章 協働のまちづくりの推進にあたって	
1. 計画の推進体制の整備	P49
2. 計画の進捗管理	P49
資料編	
1. 委員名簿	P50
2. 第3次草津市協働のまちづくり推進計画策定の経過	P50
3. 用語解説	P51

第1章 計画の策定にあたって

1. 基本的事項

(1) 計画策定の背景

近年の少子高齢化の進行や人々のライフスタイルの変化、価値観の多様化等により、地域の課題は複雑化・多様化し、限られた行政の資源だけではすべてのニーズに対応していくことは困難となってきています。

このような社会構造の変化に対応したまちづくりを行うためには、あらゆる面において、市民をはじめとして、企業や団体等、より多くの主体が防犯・防災、地域福祉等の地域の課題を自分事として意識し、地域住民が支え合い、多様な主体が協働し、誰もが安心して暮らすことのできる「地域共生社会*」を実現することが重要になります。また、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、幸せや豊かさを感じられる地域や社会となるよう、ウェルビーイング*の向上についても近年重要視されているところです。

本市では、令和2年3月に、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2次草津市協働のまちづくり推進計画」(以下「第2次計画」という。)を策定し、様々なまちづくり、市民公益活動の展開により、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担し、相互に連携、協力してまちづくりを進める協働型社会を目指してきました。

この度、第2次計画期間の満了に伴い、これまでの協働の理念を引き継ぎつつ、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、より一層市民活動の活性化と協働によるまちづくりの推進を図るために、「第3次草津市協働のまちづくり推進計画」(以下「第3次計画」という。)を策定します。

今回の計画の策定にあたっては、令和6年度に草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会(以下「委員会」という。)を6回、同委員会での勉強会を1回、くさつラウンドテーブル*を2回開催し、協働のまちづくりを進めるときの各主体の課題の共有および解決策の検討を行い、実効性のある計画の策定を目指しました。



草津市協働のまちづくり・
市民参加推進評価委員会



草津市協働のまちづくり・
市民参加推進評価委員会
勉強会

1回目:12月18日
2回目:2月14日
開催予定

くさつラウンドテーブル

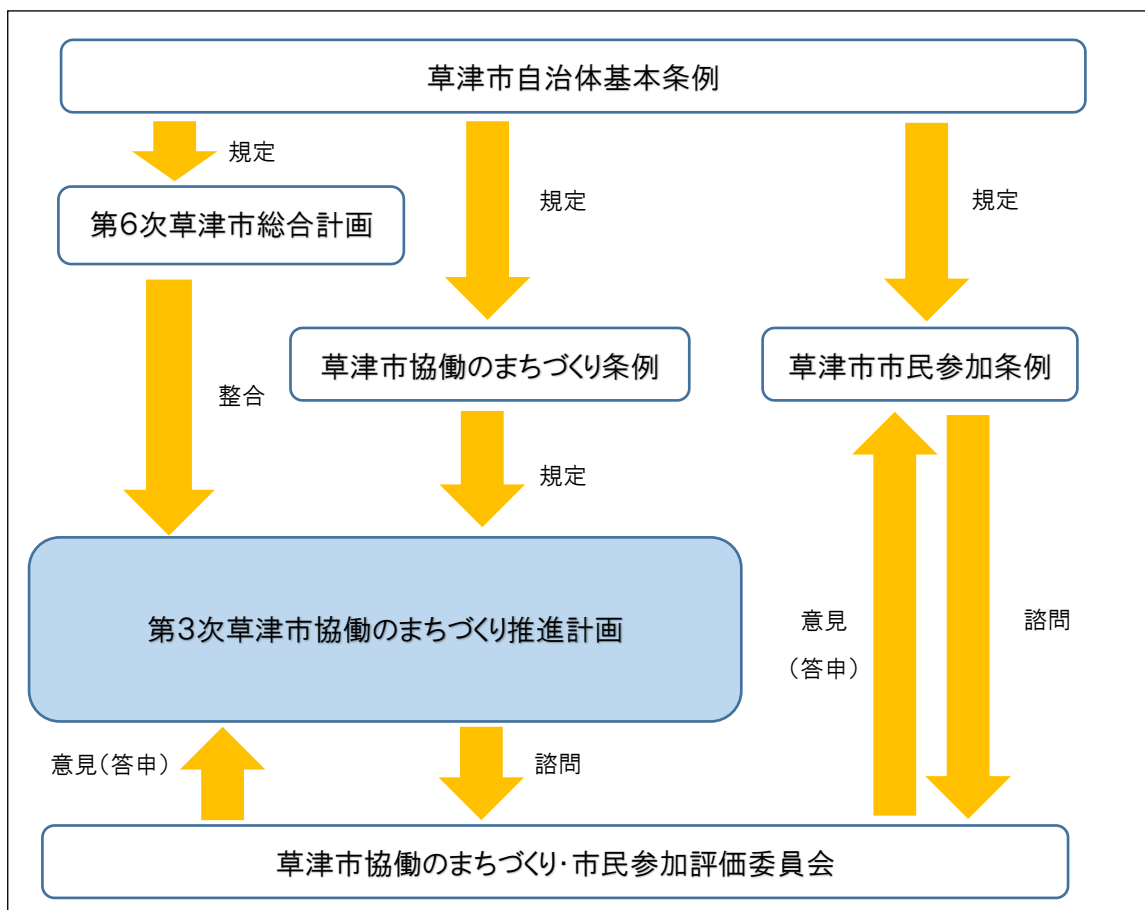
※文章中の*印のある用語は、巻末(51ページ以降)に解説を掲載しています。

(2) 計画の位置付け

本市の市政運営の基本原則を定めた「草津市自治体基本条例」(平成23年制定)では、市がまちづくりに取り組むときは、市民との協働を基本とすることを定めています(第24条)。また、「草津市協働のまちづくり条例」(以下「協働条例」という。)では、まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体等との協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるために草津市協働のまちづくり推進計画を定めることを規定しています(第15条)。

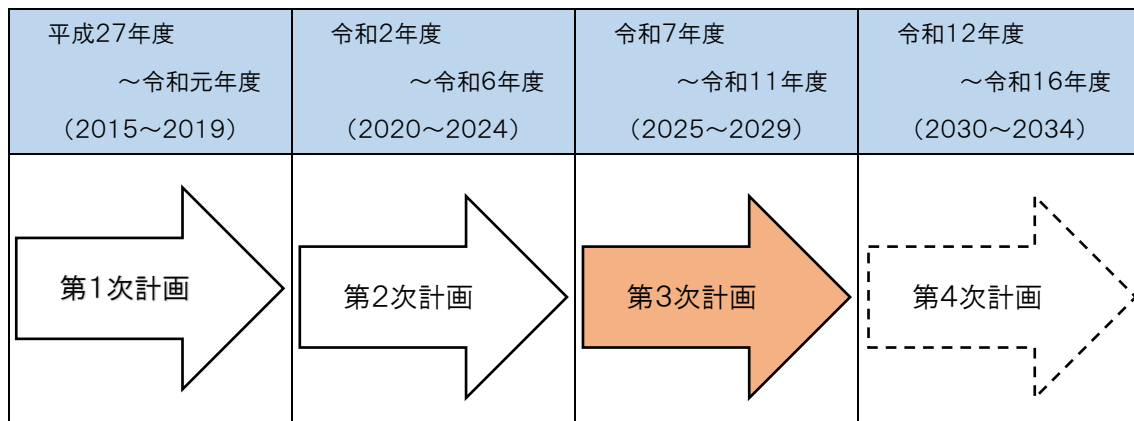
第3次計画では第2次計画同様、他の関連計画と整合性を保ちながら、協働によるまちづくりを一体的に推進することを基本とし、協働によるまちづくりの主体として、市民、まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、教育機関、中間支援組織および市の7つの主体(以下「各主体」という。)を定め、それぞれの役割を示し、各主体が自主的に協働によるまちづくりを更に進めていくために、できるだけ具体的な内容を明示し、今後の展開を各主体間で共有できるようにまとめました。また、持続可能なまちづくりの実現に向け、各主体の意識の転換等、質的な変化についても求めています。

【第3次計画の位置付け】



(3) 計画の期間

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間としますが、策定後の社会情勢の変化や事業の進捗状況等により、適宜見直しを行います。



(4) 持続可能な開発目標(SDGs)について

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成27年9月の国連サミットで採択された17のゴールと169のターゲットからなる令和12年に向けた具体的な行動指針で、「誰一人取り残さない」を理念とした国際目標です。

本計画においてもSDGsの理念に基づき、協働のまちづくりに関する取組を推進していきます。

【持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標】



【本計画に特に深く関連する目標】



(5) 用語の説明

【協働】

共通の目的を実現するために、市民と市民が、または市民と市が責任および役割を分担し、相互の信頼および理解のもと、互いの特性および能力を持ち寄って連携し、および協力することで、単独で取り組むよりも大きな成果が期待される取組をいいます。

【各主体】

協働のまちづくりを行う各主体については、以下のとおりです。なお、各主体については、それぞれ重なり合う部分があり、重なり合うことで活動が活発化する傾向が見受けられます。

①市民

市内に在住し、通勤し、もしくは通学する者、市内で活動する者または市内で事業を営む者。「市民」は、個人であると同時に、各主体に属した存在でもあります。よって、「まちづくり協議会」、「基礎的コミュニティ」、「市民公益活動団体」、「教育機関」、「中間支援組織」も含まれます。

また、近年では、主体としての組織的な活動とは別で自分の身の回りの問題や関心のある課題について取り組む個人あるいはグループとしての市民が増えてきています。

②まちづくり協議会

町内会等の基礎的コミュニティや各団体等を中心とし、概ね小学校区を範囲として設置され、市長が協働条例に基づき認定している区域を代表する総合的な自治組織であり、基礎的コミュニティや市民に緩やかなつながりを形成する役割を持ちます。本市では、平成22年度から順次各小学校区でまちづくり協議会が設置され、現在、全14小学校区で各地域まちづくりセンターを拠点として活動しています。

③基礎的コミュニティ

町内会、その他の地縁に基づいて形成された自治組織。本市では、221の町内会があり、1町内会当たりの平均世帯数は約266世帯です（令和6年9月現在）。

④市民公益活動団体

不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて自発的かつ自主的に活動を行う営利を目的としない団体。本市では中間支援組織、市にそれぞれ登録団体が存在し、それぞれの登録団体数の合計は令和6年10月現在で930団体です。（各団体登録制度で一部重複あり。）

〔参考〕市内で団体登録する市民公益活動団体数(令和6年10月現在)

- HPまちサポくさつ掲載団体((公財)草津市コミュニティ事業団):253団体
- ボランティアセンター((福)草津市社会福祉協議会):144団体
- 地域サロン*((福)草津市社会福祉協議会):149団体
- 地域まちづくりセンター*自主教室(市):165団体
- キラリエサポーター*(市):107団体
- 社会教育関係団体(市):112団体

⑤教育機関

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学その他の学校および同法第124条に規定する専修学校。

〔参考〕市内教育機関数(令和6年10月現在)

- 幼稚園および幼稚園型認定こども園:13
- 小学校:14
- 中学校:7
- 高等学校:6
- 特別支援学校:1
- 大学:1
- 高等専門学校:1

⑥中間支援組織

まちづくりを活性化させるために必要な支援を行うとともに、市民と市民または市民と市の間で協働によるまちづくりを推進する各主体の支援機能を担う組織。本市では、市長が協働条例に基づき、平成26年度に(公財)草津市コミュニティ事業団(以下「コミュニティ事業団」という。)および(福)草津市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)を、中間支援組織として指定しています。

⑦市

議会、市長およびその他の執行機関を含めた地方公共団体としての草津市。

(6) 各主体の役割

協働条例(第4条～第10条)では、協働のまちづくりにおける各主体の役割を以下のとおり定義しています。

①市民

自らがまちづくりの主役であることを認識し、自主的なまちづくりに取り組むとともに協働によるまちづくりを推進するよう努めるものとする。

②まちづくり協議会

地域住民の意見および要望を把握し、課題解決に向けて、計画的なまちづくりに取り組むものとする。

③基礎的コミュニティ

地域の絆を深め、身近な地域の課題を解決するよう努めるものとする。また、自らが行う活動に関し、地域住民の理解を得るよう努めるとともに、参加の機会を確保するものとする。

④市民公益活動団体

自らが行う活動の社会的意義を自覚し、その専門性、柔軟性等を生かし、まちづくりに取り組むものとする。

広く情報を発信し、自らが行う活動への理解および参加が得られるよう努めるものとする。

市、まちづくり協議会等と連携し、および協力するよう努めるものとする。

⑤教育機関

地域社会の発展に資するよう、その特性を生かし、まちづくりに取り組むものとする。

⑥中間支援組織

自主的なまちづくりに関する支援を行い、および協働によるまちづくりの推進に必要な各主体間における調整を行うよう努めるものとする。

⑦市

市民が取り組む自主的なまちづくりを尊重するとともに、協働によるまちづくりを推進するものとする。

(7) 協働の基本原則

協働に取り組む各主体が、パートナーとしての関係を構築し、協働の効果をより高め、相乗効果を発揮していくためには、協働条例(第3条)で定めた以下の7つの原則を理解し、守りながら取組を進めることが重要となります。

①対等の原則

対等な横の関係を保ちながら、お互いをパートナーとして尊重し、取組を進めることが大切です。

②自主・自立の原則

それぞれが、自己決定、自己責任のもとで活動し、パートナーの自主性を妨げないようにすることが大切です。また、お互いを尊重しながらも依存することなく、自立した関係を保つことも大切です。

③相互理解の原則

お互いの立場や特性の違いを十分理解したうえで、それぞれの果たすべき役割、責任分担等を明確にし、より良い協働関係を構築することが大切です。

④共有の原則

何のために協働するのか、事業の到達点はどこかということを、事前に話し合い、情報を共有し協力関係を結んでいくことが大切です。

⑤公開の原則

協働事業の過程および成果について透明性を確保するため、広く情報公開を行うことが大切です。

⑥評価の原則

協働事業の過程や成果について、相互に評価・検証を行い、相互が理解したうえでより良い協働関係を築き、次へのステップアップにつなげることが大切です。

⑦相互変革の原則

協働は、従来よりも良い進め方や考え方があれば、両者とも柔軟に対応していくことが必要です。協働の過程を通じてパートナー同士が共に学び、共に変わり、共に成長していく姿勢および意識を持つことが大切です。

第2章 協働のまちづくりの現状と課題

1. 協働のまちづくりの現状

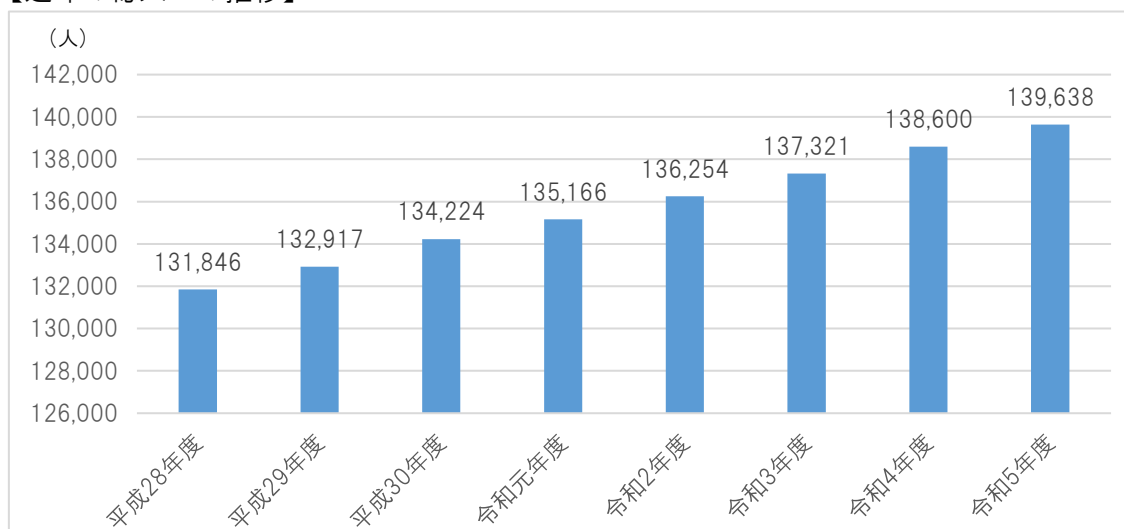
(1) 地方分権

地方分権が進み、地方自治体には、画一的な行政運営ではなく自らの責任と判断で地方の実情に沿った自治行政を行うことが求められています。今なお人口増加傾向にある本市においても、既に超高齢社会を迎えており、近い将来には人口減少局面を迎え、経営資源（人・物・資金・情報・時間）が制約されると想定されます。そのような中、地域の事情をよく知り地域に愛着を持つ市民の皆様の意見やアイデアが活かされ、各主体が対話をしながら決定し行動するまちづくりが必要とされています。

(2) 人口減少

人口減少は全国的な問題ですが、本市の人口の推移をみると、総人口は緩やかに増加傾向にあり、令和5年度（令和6年3月31日時点）には139,638人となっています。今後しばらくは人口が増加するものと予想されていますが、令和12年度をピークに、全国的に進む人口減少の影響を受けて、減少に転じると予想されています。（草津市総合計画推計）

【近年の総人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年度3月31日時点）

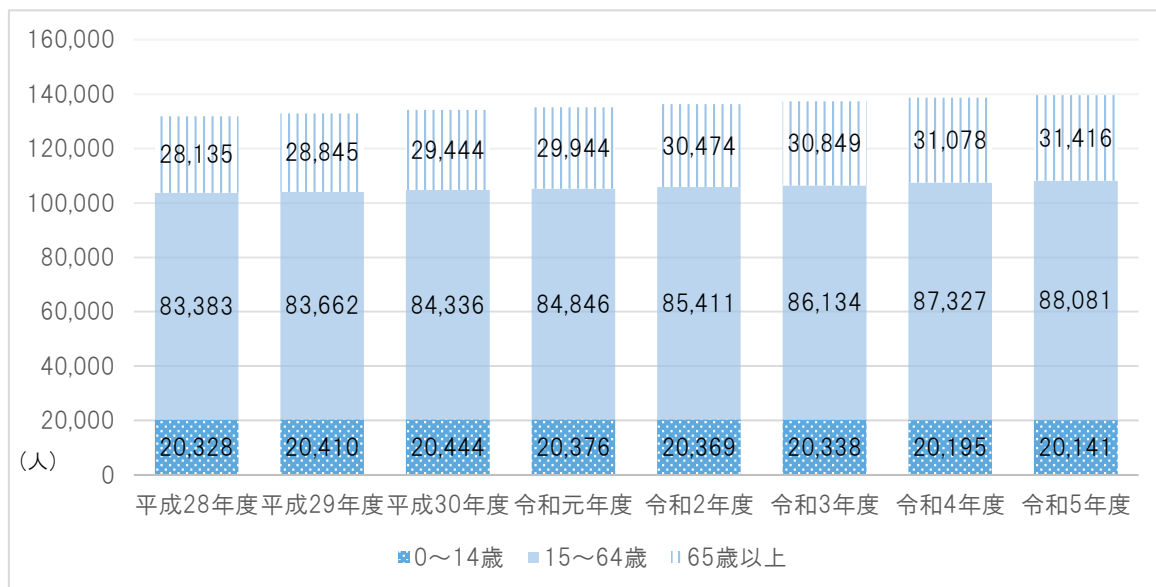
年齢3区分人口構成の推移でみると、総人口の増加とともに、高齢者（65歳以上）人口も緩やかに増加しています。

以下のグラフでみると、令和5年度（令和6年3月31日時点）には高齢者（65歳以上）人口が31,416人（22.5%）になっています。

人口減少によって少子高齢化が進むと様々な問題が生じてきます。例えば、働く世代の減

少により、経済・産業活動が縮小され税収入が減少するだけでなく、高齢化に伴う社会保障費の増加も見込まれます。これまでの行政サービスが縮小されるだけでなく、様々な分野において担い手不足となり、地域力が低下することも考えられます。

【近年の年齢3区分人口構成の推移】



資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

（3）市民ニーズの多様化と財政の硬直化

人々のライフスタイルの変化や価値観の多様化、地域社会におけるコミュニティの希薄化等を背景とし、多様化する市民ニーズに対して、従来の公平で画一的なサービスではきめ細やかな支援が難しくなっています。一方、高齢化等を背景とした扶助費をはじめとする義務的経費*の増加に伴い、十分な行政サービスの提供が困難となってきました。このような複雑化した社会の中で地域の課題を解決するためには、市民と市が協働の取組により、解決にあたることが不可欠になります。

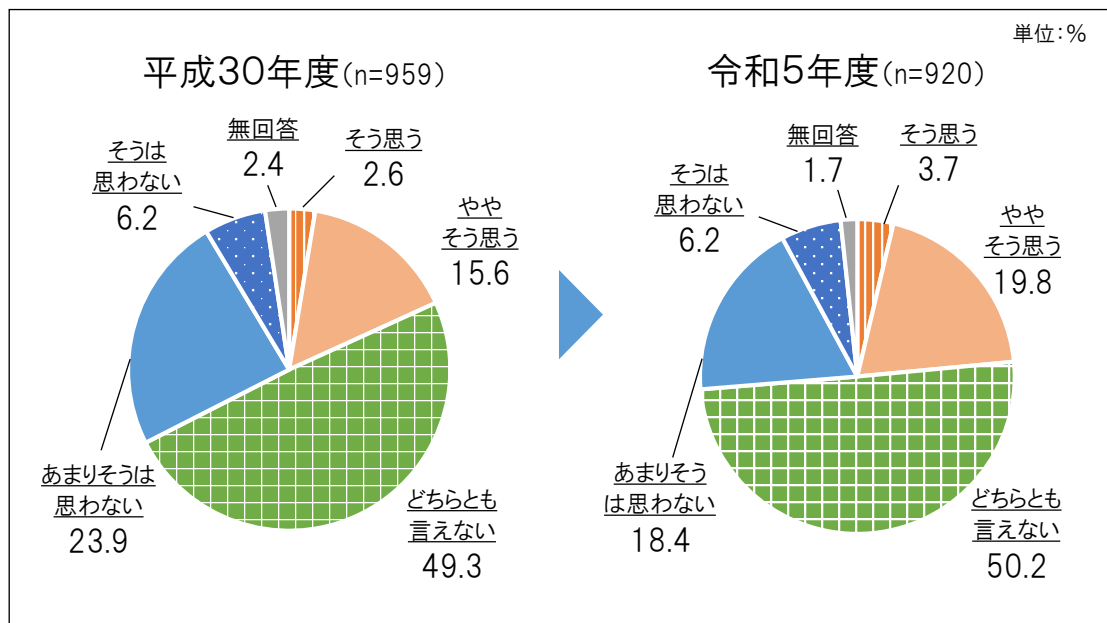
（4）市民公益活動の広がりや新たなコミュニティ活動の展開

従来、公共的な活動やサービスは、その多くを行政が担ってきましたが、近年各学区での地域活動やNPO、ボランティア団体による市民公益活動が盛んに行われるようになり、地域課題解決の役割を担うことも多くなってきました。また、新型コロナウイルス感染症の流行（以下「コロナ禍」という。）を契機に、急速に社会全体のデジタル化が進展し、オンラインによる会議やSNS*等を通じた人と人とのつながり方も浸透してきており、こうした新たな動きが地域課題の解決のための一助となることも期待されています。

(5) 市民の意識

毎年実施している「草津市のまちづくりについての市民意識調査」では、「市民主役のまちづくりが進んでいると思われますか」という質問に対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した方の割合は、平成30年度の18.2%から令和5年度の23.5%に変化し、5.3ポイントの増加となっています。

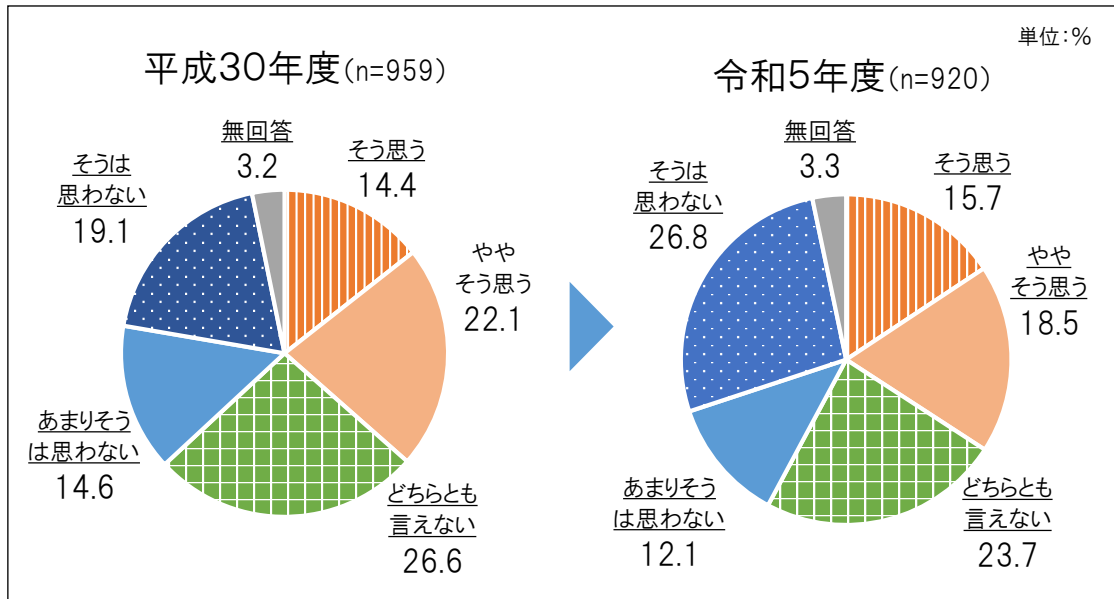
【市民主役のまちづくりが進んでいると思う方の割合】



資料：「草津市のまちづくりについての市民意識調査」

また、「地域の組織やグループに加入していますか」という質問に対し、「そう思う」「ややそう思う」と回答した方の割合は、令和元年度から令和4年度まで続いたコロナ禍の影響もあり、平成30年度の36.5%から令和5年度の34.2%に変化し、2.3ポイント減少しています。

【地域の組織やグループに加入している方の割合】



資料：「草津市のまちづくりについての市民意識調査」

(6) 町内会の意識

高齢化に伴う担い手の減少、価値観の多様化およびコミュニティの希薄化等、様々な事情を背景として、町内会への未加入者や脱退者が増える傾向にあり、本市でも町内会加入率が低下しています。

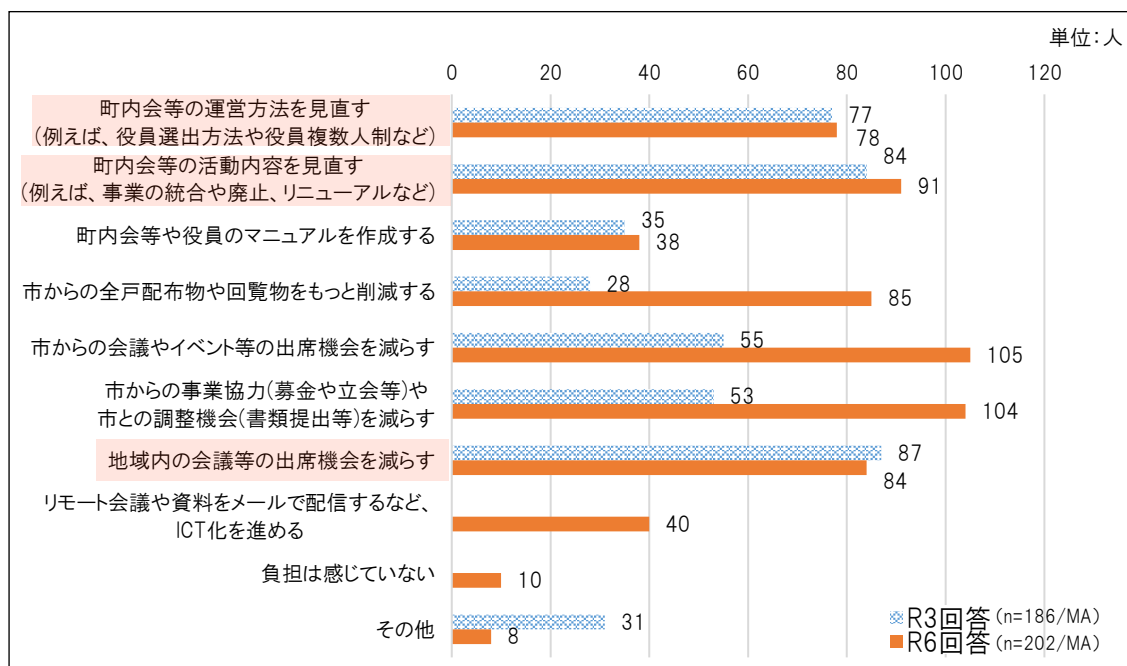
本市(まちづくり協働課)では町内会の地域での活動を通じて、複雑、多様化した地域の課題等についてのアンケート調査を直近では令和3年度と令和6年度に実施しました。

同アンケートにおいて、運営の課題として、「役を担える世帯が少ない」、「活動への参加者が固定化している」等、町内会活動の担い手の確保が課題として多く認識されています。また、町内会等で特に充実、工夫して取り組みたい(または既に取り組んでいる)活動として、多くの町内会から、「必要な活動に絞って実施する」、「役員の数や役割、決め方を見直す」ことで、それぞれの地域の実情に応じて、役員の役割や負担と必要な活動のバランスを保ちつつ、持続可能な活動範囲を模索されていることが分かりました。

さらに、「役員の負担軽減に向けてどうすればよいか」という質問に対し、令和3年度と比べて「市からの全戸配布物や回覧物をもっと削減する」、「市からの会議やイベント等の出席機会を減らす」との回答が増加した一方、前回と同様に町内会での取組として、「町内会等の運営方法を見直す」、「町内会等の活動内容を見直す」、「地域内の会議等の出席機会を減らす」ことが必要である現状が浮き彫りとなっています。

昨今の大規模災害時における避難所生活等から、日頃の活動を通じた地域のつながりの大切さや町内会を基本とする基礎的コミュニティの意義が再認識されており、必要な活動等を取捨選択し、担い手の負担軽減を図るとともに、参画*層の拡充が課題となっています。

【町内会の意識の変化】

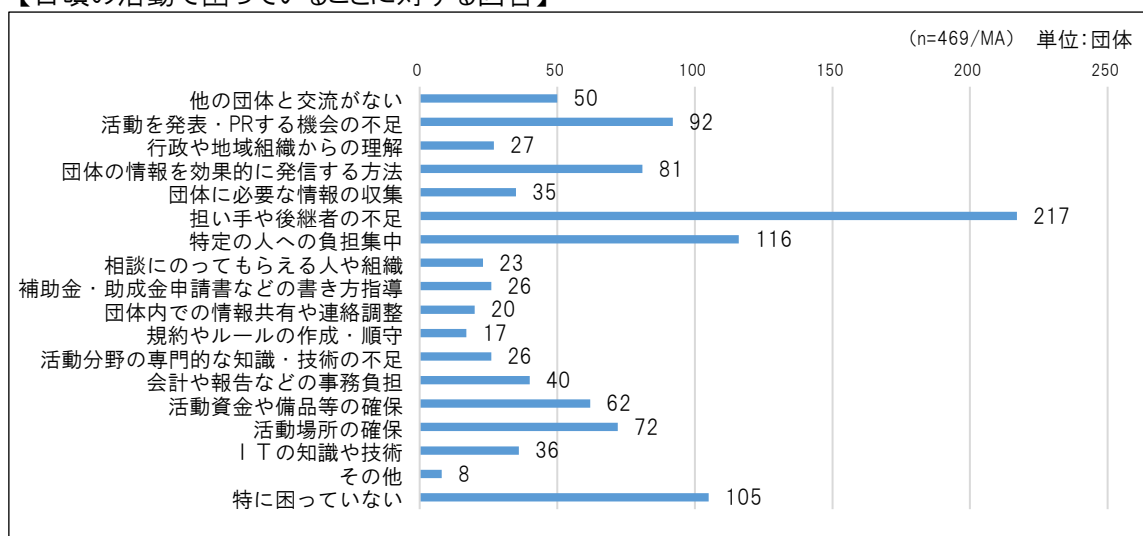


資料：「令和6年度町内会・自治会アンケート調査*」

(7) 市民公益活動団体の意識

令和5年度にコミュニティ事業団が実施した「市民活動団体に関するアンケート」では、「日頃の活動で困っていることは何ですか」という質問に対し、「担い手や後継者の不足」と回答した方が217団体で最も多く、続いて「特定の人への負担集中」が116団体と、少子高齢化の影響や担い手不足が顕著に表れる結果となりました。

【日頃の活動で困っていることに対する回答】

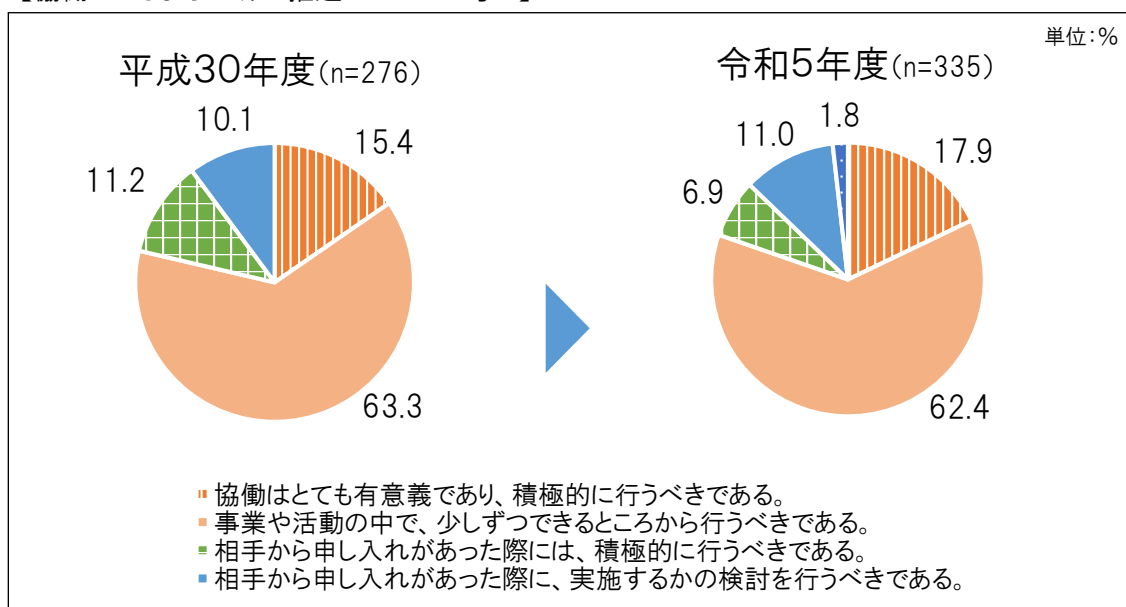


資料：「市民活動団体に関するアンケート」

(8) 市職員の意識

本市(まちづくり協働課)で実施した「職員の協働・市民参加に対する意識調査*」では、「協働によるまちづくりの推進について、あなたの考えに近いものを選んでください」という質問に対し、「協働はとても有意義であり、積極的に行うべきである」、「事業や活動の中で、少しずつできるところから行うべきである」という肯定的な意見を持つ割合は、平成30年度の78.7%から、令和5年度の80.3%に変化し、1.6ポイントの増加となっています。

【協働によるまちづくりの推進についての考え】



資料:「職員の協働・市民参加に対する意識調査」

(9) コロナ禍の影響

令和元年度からのコロナ禍により、基礎的コミュニティやまちづくり協議会の多くの活動が中止となり、市民公益活動団体においても、社会福祉協議会のボランティアの登録人数が大きく減少する等、各主体に対し大きな影響がありました。令和5年度に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行して以来、各主体の活動も回復しつつありますが、基礎的コミュニティをはじめ、市民同士の関わり方に変化が生じており、改めて各主体の持続可能な新たな体制づくりが必要となっています。

2. 第2次計画の実績と課題

第2次計画では、各主体の役割と併せて、期待される取組や具体的な施策を示し、毎年委員会にて検証・評価を行ってきました。

各主体における実績と課題（個別課題）については以下のとおりです。

なお、第2次計画の指標として設定していた項目については、目標値および達成状況を記載しています。（※：市民意識調査結果より）

(1) 市民

【実績】

- 市民主役のまちづくりが進んでいると思う市民の割合（※） 目標値：26.0%（未達成）
令和2年度：17.3% → 令和5年度：23.5%
- 地域の組織やグループ等に参加している市民の割合（※） 目標値：40.0%（未達成）
令和2年度：35.5% → 令和5年度：34.2%
- 審議会等公募委員比率 目標値：20%（達成）
令和2年度：20.5%（130人/634人） → 令和5年度：21.1%（144人/684人）
- 審議会等女性委員比率 目標値：40%（達成）
令和2年度：39.2%（408人/1,042人）
→ 令和5年度：40.5%（473人/1,167人）
- 市民参加対象事業における市民参加の状況（1件あたり平均）
 - ・審議会やアンケート等に参加した人数
令和2年度：635人／件 → 令和5年度：1,436人／件
 - ・パブコメ件数
令和2年度：提出者2.3人、意見数9.5件
→ 令和5年度：提出者0.8人、意見数1.3件

【課題】

市政への市民参加に関し、パブリックコメントについては、制度として定着してきましたが、形骸化しており、意見数が0件となる事業も少なくなく、多くの意見をもらえているとは言い難い状況です。

市政に意見することやまちづくり協議会や基礎的コミュニティへの参画に消極的な層が一定数存在しています。

(2) まちづくり協議会

【実績】

- 地域まちづくりセンター指定管理料実績(全学区合計)
令和2年度:263, 391, 248円 → 令和5年度:266, 844, 707円
- 地域課題解決応援交付金実績(全学区合計)および交付学区数
令和2年度:1, 800, 000円(3学区) → 令和5年度:5, 751, 800円(11学区)
- 地域まちづくりセンター稼働率(全学区平均)(コロナ禍以前の令和元年度と比較)
令和元年度:30. 66% → 令和5年度:32. 31%
- 地域情報誌年間発行回数(全学区合計)
令和2年度:100回 → 令和5年度:100回
- まちづくり協議会公式 LINE
令和2年度導入済学区数:1学区/14学区
→ 令和5年度導入済学区数:9学区/14学区
令和2年度時点での登録者数(1学区合計):600人
→ 令和5年度時点での登録者数(9学区合計):4, 315人
- 地域協働合校*実績
令和5年度:14学区

【課題】

各まちづくり協議会の設立(平成22年度から順次)から10年以上が経過し、事業に参画する住民の高齢化が進み、コロナ禍以前の事業を継続することが困難になってきている一方で、まちづくり協議会自体が市民にあまり認知・理解されておらず、事業の運営に携わることに消極的である現役世代が増えてきている状況です。

また、構成員である町内会の負担感が大きいことから、まちづくり協議会から脱会された町内会も出始めています。

(3) 基礎的コミュニティ

【実績】

- 町内会加入率(年度末時点)
令和2年度:86. 2% → 令和5年度:83. 1%
- 町内会の活動に参加している市民の割合(※)
令和2年度:45. 9% → 令和5年度:44. 4%
- 町内会長個別訪問実施数(令和3年度から開始)
令和3年度:2件 → 令和5年度:10件

【課題】

一部の市民が持つ町内会の負担の大きさに伴う近寄り難いイメージにより、若者の参画が進みにくいことに加え、町内会長（役員含む）は1年の任期で交代される町内会が多く（令和6年度調査では62.7%）、継続性がないため、自分の町内会の課題の解決策が分からないまたは未解決のまま次に引き継ぐということもあり、当初自主的に行っていた事業も続けるうちに息切れし、その負担感から町内会未加入者や脱退者が生じている状況です。

（4）市民公益活動団体

【実績】

- 中間支援組織が開催する地域人材育成講座の延べ受講者数

目標値：1,200人（未達成）

令和2年度：383人 → 令和5年度：903人

- くさつラウンドテーブル年間開催数

目標値：12回（未達成）

令和2年度：1回 → 令和5年度：9回

- くさつラウンドテーブルから生まれた新たな協働事業数

令和5年度：2件

【課題】

新たな市民公益活動団体が生まれてきている一方で、コロナ禍の影響により、社会福祉協議会のボランティア登録人数は、令和元年度から令和5年度までの4年間で約300人減少している。また、高齢化による団体会員の減少、新規会員が集まらないことによる後継者不足等、活動の継続性に困難を感じている団体も増加しています。

（5）教育機関

【実績】

- コミュニティ事業団主催の大学生と地域とのマッチングイベント

「草津×立命館～学生のアイデアでまちを動かせ～」参加者数

令和5年度：（10学区、その他3団体）× 11学生団体

- スクールESD*くさつプロジェクト実績

令和5年度：3校（老上小学校、常盤小学校、松原中学校）

- 地域協働合校実績

令和5年度：14校（小学校）

【課題】

地域に貢献したいという学生は多い一方で、地域が学生に期待する役割や学生が望むボランティア活動の情報が学生に届きにくいという側面や、継続的な参画が難しいといった側面があり、学生の地域参画にはまだまだハードルがある状況となっています。

また、スクールESDくさつプロジェクトや地域協働合校、その他地域との関わりを通し、こどもが自発的に行動を起こすきっかけづくりを行うとともに、市民公益活動団体や中間支援組織とのつながりづくりも重要です。

(6) 中間支援組織

【実績】

推進項目		実施主体毎の内容		取組状況			
		コミュニティ事業団	社会福祉協議会	R2	R3	R4	R5
A	市民公益活動団体等の交流促進事業の展開	・市民公益活動団体の交流の場の提供	・地域サロン交流会の実施 ・ボランティアフェスティバルの実施	○	○	○	◎
B	まちづくり情報の収集・発信	・ホームページ、SNS、ラジオ等を活用した情報の発信 ・まちづくり情報誌の発行 ・市民公益活動団体情報冊子の発行	・社会福祉協議会ホームページによる情報発信 ・社協くさつの発行 ・ボランティアグループ・地域サロンリストの発行	△	○	○	○
C	相談・コンサルティングの実施	・まちづくり活動相談とコーディネート ・地域のまちづくりに関する支援（地域まちづくり計画、活動相談等）	・地域福祉活動推進の支援（医療福祉を考える会議を中心とする課題共有とコーディネート） ・ボランティア活動の相談とコーディネート ・地域サロン活動支援員によるサロンのコーディネート	○	○	○	○
D	人材育成事業の展開	・人材育成講座の実施（まちづくり、環境、教養講座等） ・まちづくり協議会向け研修の実施	・人材育成講座の実施（ボランティア、福祉教養大学等） ・ボランティアセンターの運営 ・医療福祉を考える会議を中心とする協議 ・近所力アップ講座の実施	○	○	○	○

E	まちづくり活動 支援・資金助成	・市民公益活動団体への立ち 上げ資金の助成 ・まちづくりの活動場所の提供 ・活動に必要な機器の貸出 ・まちづくり協議会への支援 (運営・会計、情報発信等) ・市民活動への表彰	・福祉活動団体への立ち上げ 資金および活動資金の助成 (地域福祉、ボランティア、地域 サロン等) ・ボランティアセンターの運営 ・福祉機器、福祉車両の貸出 ・地域支え合い運送支援*事業 ・学区社会福祉協議会等福祉 団体への支援 ・社会福祉功労者表彰 ・共同募金運動の推進	△	○	○	○
F	中間支援組織 同士の連携協 力	・まちづくりイベントの共同開催 ・指定管理施設での連携事業 ・ホームページを活用した各種貸出機器情報の共同発信		○	○	○	△

【推進項目ごとの評価】

- ・計画以上の取組を行い、目標以上の成果があった。 → ◎
- ・概ね計画どおりの取組を行い、成果があった。 → ○
- ・概ね計画どおりの取組を行ったが、思うほどの成果は得られなかった → △

コミュニティ事業団および社会福祉協議会については、組織体制の強化により、それぞれ各関係団体への支援を行っています。

＜コミュニティ事業団＞

●まちづくり協議会の課題解決・プロデュース型支援

地域での課題解決事業や若手の人材育成、地域助成金事業の運営、合同研修の実施等希望のあったまち協に対し、地域の希望や実情に合わせた伴走支援を行っています。

また、地域で定期的に更新する地域まちづくり計画について、住民アンケートや対象別のヒアリングやワークショップ、オープンデータ等を活用した地域カルテの策定等で地域課題を確認しながら、課題解決に向けたまちづくり計画の策定をサポートしています。

●情報化推進サポート

まちづくり協議会の情報化推進のための情報インフラ整備、HP作成運営支援、情報共有ソフトの提供、公式LINE開設運営サポート、地域版情報誌「コミュニティくさつ」の発行等を行っています。

また、まちづくりの新たな情報発信ツールとしてFM草津にてコミュニティ事業団提供番組を開始し、まちづくり協議会や市民公益活動団体をコーディネートしながら運営しています。

●各主体間のネットワーク形成

まちづくり協議会と市民公益活動団体が出会い、共通課題の解決に向けたアイデアを出しながら、新たなつながりやネットワークを構築していく「くさつラウンドテーブル」や、運営サポートを行う立命館大学「まちのジブンゴト”feel→do!”(フィールド)」への積極的な参加コーディネートを行っています。

また、まちづくり協議会と様々な立命館大学サークルとが出会い、事業化までサポートするマッチング会を実施しています。事業運営については立命館大学正課科目「シチズンシップ・スタディーズ」と連携し、インターン生と共に行っています。

<社会福祉協議会>

●学区社会福祉協議会支援

学区社会福祉協議会が各活動団体と連携して学区内での地域福祉活動を展開するにあたり、活動がスムーズに、また効果的に実施され、地域福祉活動の拡大・推進につながるよう、他学区での取組事例や民間助成に関する情報提供、社会福祉協議会職員による業務支援(講師派遣、活動の周知啓発)等を行っています。

●地域サロン団体支援

各地域の高齢者サロンの運営団体に対して、サロン立上げや運営上の企画に関する相談対応、備品の貸出、運営補助金の交付等を行っています。

●ボランティア支援

ボランティア活動をしたい個人や団体について、ボランティアセンターの登録やボランティア保険加入の案内、ボランティアのニーズとのマッチングを通じての実践の機会提供を行っています。

【課題】

中間支援組織からまちづくり協議会、市民公益活動団体および地域福祉活動団体に対する支援やアドバイス機能は非常に有効であり、まちづくりに積極的に参画する層には認知されているが、広く市民に認知されているとまでは言えない。

また、市民活動の支援を得意とする組織と福祉の支援を得意とする組織がある中で、双方の情報共有が十分と言えないことに加え、支援を受ける立場の者からすると、一方または両方の組織が行っている支援が見えづらいことがあります。

(7) 市

【実績】

推進項目		事業名	内容	取組状況			
				R2	R3	R4	R5
A	市民が活動しやすい環境整備	市民総合交流センター*の設置・運用	市民の幅広い交流や創造的で多様な活動を展開できるよう市民総合交流センターを設置し、協働のまちづくりの拠点として運用していきます。	○	○	○	○
		アーバンデザインセンターびわこ・くさつ運営	産学公民が連携し、草津の未来のまちづくりについて、気軽に立ち寄り話し合う場となる、アーバンデザインセンターびわこ・くさつを運営します。				
		地域まちづくりセンターの指定管理	まちづくり協議会による地域まちづくりセンターの指定管理を推進し、多様化する市民ニーズに対応した地域主体のまちづくりを支援します。				

B	まちづくり情報の提供	市ホームページ等を活用した情報提供	まちづくりに役立つ情報や統計、アンケート結果等の情報提供に努めます。	△	○	○	○
		市民活動レポート事業	市民公益活動団体の活動情報を発信します。				
		市民公益活動団体情報誌の発行	市民活動の情報をまとめ広く周知します。				
		まちづくり資料集の発行(町内会向け)	町内会向けに各種支援情報を掲載した資料集を発行し、市民自らが行うまちづくり活動を応援します。				
		市民活動資料集の発行(NPO向け)	NPO向けに各種支援情報を掲載した資料集を発行し、市民自らが行うまちづくり活動を応援します。				
C	まちづくり活動支援・資金助成	まちづくり協議会への支援事業	まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体が安定した活動ができるよう財政的な支援を行います。	△	○	○	○
		基礎的コミュニティの支援事業					
		市民公益活動団体への支援事業					
		市民活動保険助成制度	市民公益活動団体の活動保険の助成を行い安定した活動ができるよう支援を行います。				
		中間支援組織への補助金事業	中間支援組織が安定した運営を図れるよう支援を行います。				
		まちづくり協議会との協働推進体制の整備	市とまちづくり協議会との連携や情報共有を図れるよう仕組みづくりに努めます。				
		基礎的コミュニティ設立支援・加入啓発事業	安定した運営のため、技術的な支援を行います。				
		人材育成の充実	まちづくりに関する担い手やリーダー等の人材を育成するため、中間支援組織との協働により各種講座を開催します。				
		クラウドファンディング活用サポート事業	市民公益活動団体等の資金調達をサポートします。				
		各まちづくり協議会との健康*宣言実現に向けた取組の推進	各まちづくり協議会と市が協働して健康づくりに取り組む仕組みづくりを進めます。				

D	協働事業の推進	協働事業の実施	協働で取り組むことができる可能性のある施策や事業について検証し協働による事業実施を推進します。また、くさつラウンドテーブル等を実施し地域課題解決のための協働事業の展開につなげます。	○	○	○	○
		地域協働合校の推進	市内小中学校およびまちづくり協議会において、こどもと大人の協働による学びの場として地域協働合校を実施していきます。				
E	中間支援組織の活用	活動団体のネットワーク促進の連携	協働事業の促進、市民公益活動およびまちづくり協議会活動の健全な運営にあたり、中間支援組織の活用を図ります。	○	○	○	○
		情報発信の連携					
		技術的支援における連携					
		人材育成事業の活用					
		活動支援や資金の助成における連携					
F	人材育成事業の展開	協働意識の醸成と組織体制の充実	協働を理解し推進できるよう、職員を対象とした研修を開催します。また多様な主体との協働研修を実施する等し、協働推進体制の充実に努めます。	○	○	○	○

【推進項目ごとの評価】

- ・計画以上の取組を行い、目標以上の成果があった。 → ◎
- ・概ね計画どおりの取組を行い、成果があった。 → ○
- ・概ね計画どおりの取組を行ったが、思うほどの成果は得られなかった → △

【課題】

市特有の業務の縦割りや人事異動、中間支援組織との分業による現場での経験不足から、他課との連携や市民との協働に積極性が足りず実践につながらないことが多い。

また、市と両中間支援組織との関係の見えづらさが市民の情報の得にくさを生んでおり、必要な支援が十分に市民に届いていないとの声があります。

3. 各主体の横断的な課題

第2次計画の目標値の達成状況を含む各主体の個別の実績と課題(前述2:P14)を踏まえ、委員会でのワークショップを通し、各主体の横断的な課題を下記のとおり整理しました。

課題1 「各主体の情報共有の不足」

各主体における情報の発信が十分とは言えず、情報を必要とする人々に届かないことで、対象者がまちづくりへの参画の機会を逃してしまうケースが少なくありません。

また、協働することが望ましいケースであっても、主体同士の情報共有が不十分で、各主体による協働関係が見えづらくなっています。

→各主体で情報を広く周知するとともに、細やかな情報共有が求められます。

課題2 「場所・機会の不足」

地域課題の解決に向けて何か行動を起こしたいという人がいるものの、自己実現の拠点となる場所が定着していないことや、各主体と交流する機会が不足しています。

→自己実現した活動が地域課題の解決につながるよう、市民総合交流センターや各地域まちづくりセンター等を拠点として、各主体間の情報共有と交流が求められます。

課題3 「担い手の不足」

各主体の活動に参画する人々の高齢化や、若者のまちづくりへの参画に関する理解および機会の不足により、担い手不足および後継者不足が発生しており、各主体の活動が広がりず、継続が難しい状況があります。

→若い世代や意欲的な人が担い手として活躍できるような環境づくりが求められます。

課題4 「組織の活動の負担感」

義務的な活動の負担感から組織・団体の未加入者や脱退者が増加しつつある状況です。

→対話を通して組織のあり方や活動を見直し、負担感を軽減することが求められます。

課題5 「組織・活動を取り巻く状況の変化」

少子高齢化の進行やコロナ禍以降の各主体の活動する環境の変化等、目まぐるしく状況が変化しており、従来の活動では対応できないケースが増えています。

→各主体が持続可能な運営を行うために、変化に応じ臨機応変に取り組んでいく必要があります。

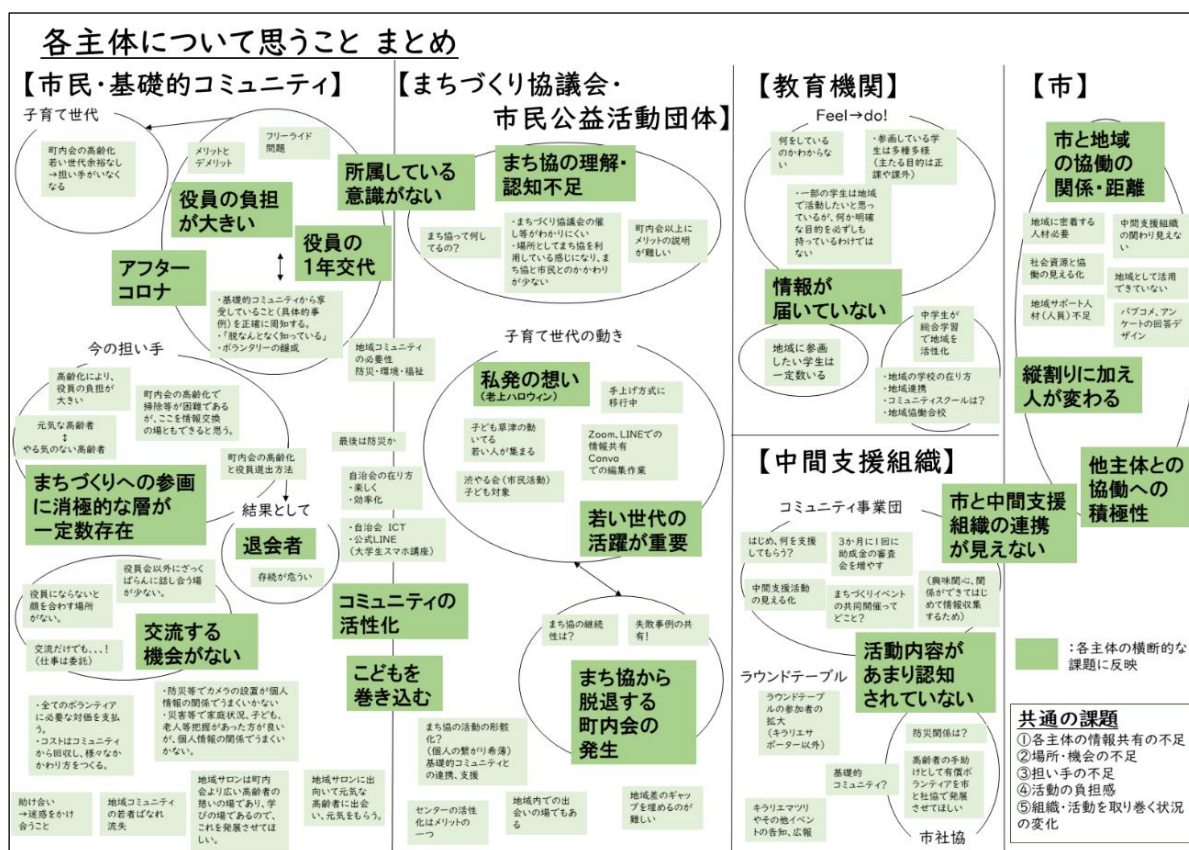
前述の5つの課題については、各主体と市が協働して解決していく必要があり、特に市は各主体の課題解決に向け活動を下支えする立場であることから、まずは市として第3章以下の取組に注力していくこととします。

〔参考〕令和6年度第2回委員会でのワークショップの様子(令和6年7月9日)



各主体について思うことを共有し、課題を整理したところ、良い事例として、主体同士のつながりによる活動のひろがりが見えられました。

主体間によってはまだつながりが生まれていない場合もありますが、第3次計画では、「学ぶ」、「見える」、「つながる」の次のステップとして、「ひろげる」に注力していくこととなりました。
※ワークショップでの成果物は以下のとおり。



資料：令和6年度第2回委員会での成果物

第3章 協働推進のための施策展開

1. 今後の協働のまちづくりの展開

第2次計画では、「学ぶ」、「見える」、「つながる」の視点を持ち、市民一人ひとりがまちづくりの担い手として、地域や世代を超え互いに力を合わせて行動するため、市民、まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、教育機関、中間支援組織および市の各主体において、役割毎に目標値を設定し、協働のまちづくりを進めてまいりました。

第3次計画では、第1次計画からの理念を引き継ぎつつ、第2次計画期間中に浮き彫りとなった各主体の横断的な課題等を踏まえ、「学ぶ」、「見える」、「つながる」に「ひろげる」の視点を加え、各主体が持つ得意分野を生かし課題を補い合うことで、協働のまちづくりを展開していきます。

ポイント① 学ぶ

地域課題の解決等に向けて、協働のまちづくりを推進するためには、様々な発想や工夫が必要です。それぞれの主体が自ら「学ぶ」ことで、活動が地域のために役立ち、多様な人々の知恵が集まることで、新たなつながりや地域のためになる活動が生まれることが期待されます。

ポイント② 見える

協働のまちづくりを推進するうえでは、地域にある課題を把握するだけでなく、課題解決につながる行政等の取組、施策も見えやすくすることが重要です。

各主体が相互に活動内容等を「見える」ようにすることで、関心がある人をはじめ、各主体間が互いの力を合わせて補い合い、今後更に協働のまちづくりの発展につながります。

ポイント③ つながる

各主体が「学び」、相互に「見える」ように取り組むとともに、各主体が、それぞれの役割や、興味・関心、得意分野等の共通する分野において、対話を通して「つながる」ことで、新たな協働による活動が生まれ、活性化されることとなります。

何か行動したいという思いを持つ市民が、協働によるまちづくりを実践できるような施策等の展開をはじめ、環境整備を図ります。

ポイント④ ひろげる

第3次計画では、既存の各主体の活動を継続して支援し、対話を通して新たな人とのつながりを「ひろげる」ことで、ノウハウやポイントを他主体に情報共有し、新たなキーパーソンの関わりを生み出し、それぞれの活動等の充実や拡大を図ります。

様々な分野で協働の芽が生まれ、それを多方面に「ひろげる」ことで、協働による持続可能なまちづくりが実現されることを目指します。

2. 今後の協働の方向性

これまでの現状と課題を踏まえ、協働によるまちづくりを具体的に進めていくための目指す姿を設定しました。

協働条例にある各主体の方向性を示し、互いに力を合わせることで、市民参画や協働の促進効果を高めることを狙いとしています。

以下で扱う取組は、主に市が中間支援組織であるコミュニティ事業団や社会福祉協議会とともに連携をしながら進めるものです。

目指す姿

「対話と協働でつくる住みよいまち草津」

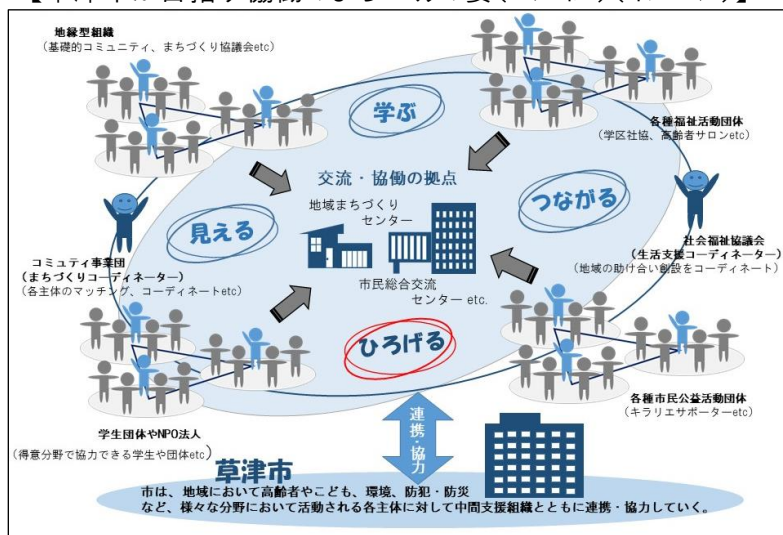
～あなたの参画が草津の力に～

各主体が対話を通して協働することで、単独で取り組むよりも大きな成果を生み出すことができます。自らの力だけでは解決できない課題についても、協働することで解決につながります。

地域課題を他人事とせず、地域住民が支え合い、多様な主体が協働し、誰もが安心して暮らすことのできるまちを目指します。

第3次計画では、第2次計画の3つの視点「学ぶ」、「見える」、「つながる」に「ひろげる」の視点を加え、対話を通じた新たなつながりから各活動の充実を図ります。

【草津市が目指す協働のまちづくりの姿(ビジョン)(イメージ)】



また、市民が地縁型組織、各種の市民公益活動団体や福祉活動団体等、様々な主体の活動へ参画することを重視し、第6次草津市総合計画基本構想における「ひと・まち・ときをつなぐ絆をつむぐ ふるさと 健康創造都市 草津」および「地域共生社会」を将来に描くまちづくりの姿として掲げます。

3. 各主体の目指す姿

第2章で取り上げた第2次計画の課題を解決するため、各主体の目指す姿を設定しました。

(1) 市民

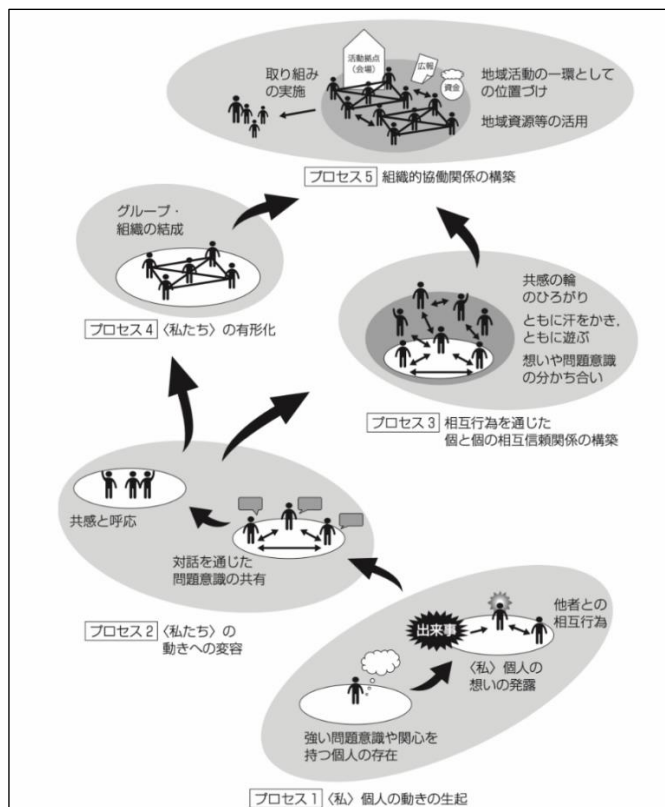
市民一人ひとりが防災や子育て、高齢化といった地域の課題を自分事として捉えることが重要です。そのためには、様々な人の意見に触れる「対話の場」に参加し、関わることで、地域は自分の行動で変えることができるという実感を抱くことが大切であり、個人の関心や問題意識あるいは自己実現の想いを出発点とした協働関係の構築にもつながります(私発*協働)。

また、隣の家や高齢者の状況に意識を向け、積極的に関わることで、地域で顔の見える関係を築くことができ、災害等の際に助け合う土壌が形成されます。

市政についても、市民の声を必要としています。積極的に意見することで、市の政策もより良くすることにつながります。

【「私発協働」のメカニズム】

「私発協働」の提唱者である延藤安弘は、「私発協働」を「私から始まり、まわりをゆるやかに引きつけ、共に力を発揮しあうことを通じて「公共の幸福」に導く一連のプロセス」としている。



資料: 深川光耀著「私発協働のまちづくり」p225. 晃洋書房

※ 深川は、この私発の想いから活動する個々人を「私発アクター」と整理し、「個人の関心や問題意識あるいは自己実現を動機として地域における活動に関わる個々人」と定義している。

(2) まちづくり協議会

まちづくり協議会の意義や活動内容を市民に知ってもらい、理解を得るためには、ホームページやSNS等も活用しながら、日頃の取組やイベント情報等を発信することが大切です。

また、担い手の負担を軽減していくためにも、事業の運営に際しては、若い世代の参画や意欲的な人に関与してもらう工夫、時には外部委託(アウトソーシング)の考え方も求められます。イベントでの役割も分散化し、学生ボランティア等に任せる仕組みづくりも重要です。

地域まちづくりセンターは、地域のまちづくりの拠点として、地域住民による私発の想いを受け止め、自己実現が地域課題の解決につながるよう、相談機能等の強化に努める必要があります。

これらの事業を繰り返し実施することで、キーパーソンが生まれることが期待できます。

(3) 基礎的コミュニティ

基礎的コミュニティたる町内会に対する理解の浸透や町内会の継続的な組織運営のためには、活動の棚卸と効率化・合理化が重要です。町内会で対応できない部分については、複数の町内会やまちづくり協議会で取り組めるようにする等の体制の転換が求められます。

また、若い世代に任せる雰囲気づくりや、公募等を通じて意欲的な人材に積極的に関与してもらう工夫、また、学生ボランティアや有償での活動協力者へ協力を依頼するといった手段も検討する必要があります。

役員の選出についても、輪番制や公募の導入、任期の見直し等、各町内会に合った工夫が必要です。

(4) 市民公益活動団体

活動を広げていくためには、より多くの人々に活動を知ってもらうことと、同じ志を持つ人々や地域の人々と交流することが大切です。そのためには、SNS等を利用した効果的な広報活動も必要です。

活動の持続性を保つためには、団体内の雰囲気づくりが重要となります。次世代の若者に活動を引き継ぎながら、支えるような環境づくりが求められます。

活動の進行や運営に際して困ったことや支援が必要な時には、市や中間支援組織に積極的に相談することも大切です。

(5) 教育機関

他の主体と学生が協働できる機会を増やすためには、学校からの効果的な情報発信が必要となります。また、地域からの学生向けのボランティア活動情報が学生たちに確実に届くようにするため、日頃から学校と地域との間で小まめに情報共有を行うことが求められます。

また、学生が卒業する際に活動が途切れないよう、下級生が引き継いでいくことができる仕組みを整えることも大切です。

アクティブ・ラーニングを進める中で、教職員、児童・生徒および大学生等が校外での様々な関わりを持つことも大切です。

小学校や中学校においては、スクール ESD くさつプロジェクトや地域協働合校、その他地域との関わりを通し、各学区において未来のキーパーソンの育成が求められます。

(6) 中間支援組織

市民やまちづくり協議会、市民公益活動団体に対する支援やアドバイス機能の拡充を図るとともに、より多くの市民に認知されるよう広報・周知に取り組む必要があります。

また、両中間支援組織がそれぞれの専門領域を生かし、団体への適切な支援を実施するためには、「まちづくり」や「福祉」のいずれかではなく、相互の活動を理解し合い、柔軟な支援活動を行っていく必要があります。したがって、今後は、情報共有を更に強化し、現場での密接な連携を進めることが求められます。

(7) 市

市特有の業務の縦割りや人事異動という克服できない要因がある中で、他課や両中間支援組織との連携および市民をはじめとする各主体との協働を進めるためには、各主体との意見交換の機会を積極的に設けることが重要です。

また、協働のまちづくりを推進するためには、各主体の持つ課題の解決に向けて共に考えていく必要があります。

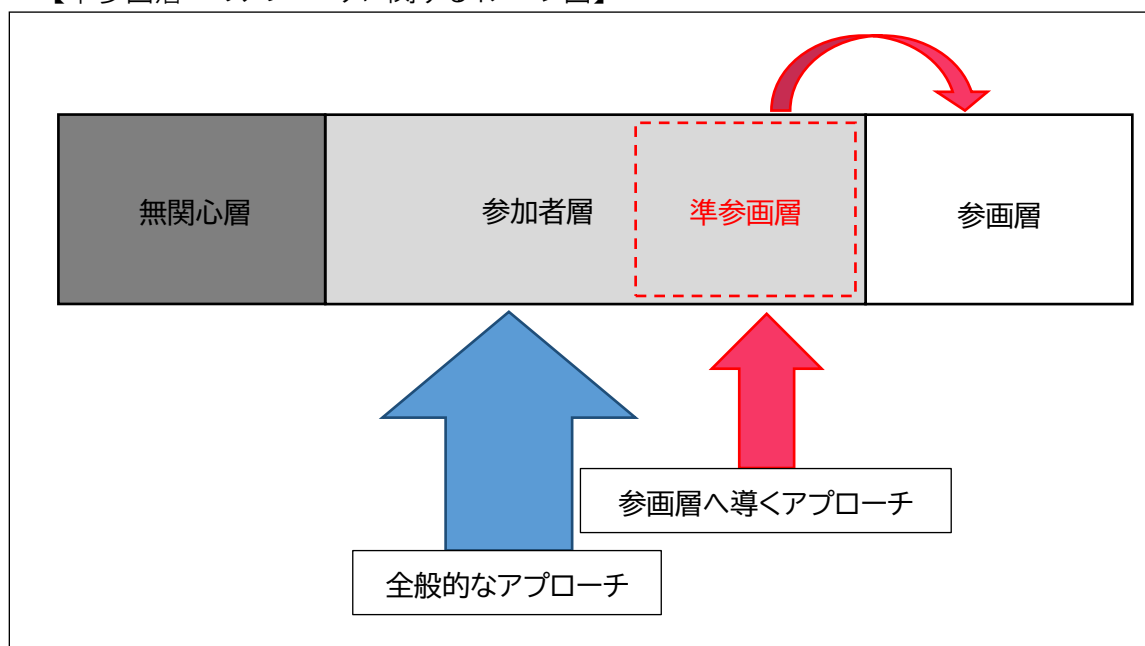
第3次計画では、先に取り上げた「各主体の横断的な課題」の解決に向け、次頁以降に掲げる取組テーマや具体的施策を推進します。

4. 取組テーマ

(1) 取組の方向性

各主体に共通する大きな課題として担い手不足がありますが、一般的に言われる目安から、活動に積極的に参画する層の割合が市民全体の約2割、情報が届けば参加することもあるという日和見的な参加者層が約6割存在すると仮定し、その参加者層の中からより関心の高い層を準参画層とし、重点的にアプローチすることにより参画層に導きます。

【準参画層へのアプローチに関するイメージ図】



各主体が自ら準参画層へのアプローチを行うことで、準参画層(参画層へ移る可能性の高い参加者層)がよりまちづくりに積極的に参画ようになり、参画層の割合が拡大することが期待されますが、より各主体がアプローチしやすい環境を整えるため、市として各主体の横断的な課題の解決に向けた3つの取組テーマを実施します。

〔参考〕令和6年度第3回委員会でのワークショップの様子(令和6年8月28日)



各主体の課題解決の方向性に関する整理をする中で、担い手不足の解消や負担軽減、更なる活性化を実現するため、いかにして各主体が市民を巻き込み、まちづくりに積極的に参画していただくかということについて議論しました。
※ワークショップでの成果物は次頁のとおり。

(2) 各取組テーマ

取組テーマ1 「情報の発信・取得・共有」

①活動の広報・周知

各主体が自主的に広報・周知を行う中で、活動内容やイベント情報、人材募集の発信や収集に努め、市民一人ひとりがそれぞれの興味・関心に基づいて活動等に参画しやすくなる土壌づくりを目指します。

②好事例・先進事例の周知

市内・外で取り組まれている好事例や先進事例について周知し、他の主体が参考とすることで自発的な協働事業が生まれる状況を目指します。

③市および中間支援組織の窓口機能の周知・拡充

市民の「何か始めたい」という思いを大切に、実際の活動等につながるよう、市および中間支援組織の窓口（相談・コンサルティング）の周知を図ります。また、市や中間支援組織の助成金等について、SNS等を活用し気軽に申請相談ができる方法を検討します。

取組テーマ2 「場所・機会の提供」による「人づくり」

①まちづくりプラットフォームの活性化

両中間支援組織が入居する市民総合交流センターや各地域まちづくりセンターを拠点とし、個人や市民公益活動団体等によるまちづくりの活性化を図ります。

また、協働のまちづくりを推進するため、市と各主体とが意見交換する機会を設けます。

②「^{しはつ}私発」による新たな活動や「得意」を持ち寄った活動の実現

興味・関心に基づき「あったらいいな」を形にするため、こども、防犯・防災、高齢者等、様々なイベントや活動が実現できるよう、アドバイスやコーディネート支援を行います。

また、市民に市の政策課題について知っていただく機会を設けることで、相互理解を図るとともに、協働のきっかけづくりを行います。

多くの市民がイベントや活動に参加し、参画するきっかけとなることを目指します。

③福祉とまちづくりの人材が会う場や機会の提供

地域福祉活動や地域（地縁）活動、また、その他様々な市民活動において活動内容や活動領域が重なることもあることから、これらの活動主体が交流する機会を設けることで、お互いの分野や活動についての理解を深め、協働できる状況を目指すとともに、新たなキーパーソンの関わりを生み出します。

④気軽にまちづくりに参加できる雰囲気づくり

「人材発掘」や「担い手」という言葉は、市民にとって重く手を挙げづらくしていることを踏まえ、まずは日頃の活動を通じた交流により「顔が見える関係」を構築することで、困ったときは誰かに頼れるような関係や市民が気軽にまちづくりに携われるような雰囲気づくりを推進します。

⑤市職員の育成

職員一人ひとりが連携・協働のメリットを実感し、実践できるよう職員研修に取り組みます。

取組テーマ3

「組織の活動の見直し」等による「持続可能な運営」

①活動内容の見直し

地縁組織（基礎的コミュニティ・まちづくり協議会）における活動においては、特定の人に過度な負担が偏らない工夫や、分野等に応じてやりたい人に任せる工夫等の先進事例の情報提供を行い、組織や活動が持続可能な運営となるよう支援します。

②アウトソーシングの活用

各主体の負担を軽減していくには、時にはアウトソーシングも有効であり、学生ボランティア等の募集やマッチングが行える環境を整えます。また、新たな有償によるボランティアの仕組みの取組が具現化できるよう先進事例の提供を行います。

③様々な活動をサポートする市や中間支援組織の連携

市および両中間支援組織が、役割を分担しながら各種主体の課題や現状を共有する機会を持ち、分野に縛られ過ぎず臨機応変に必要な支援ができる状況を目指します。

5. 評価の視点と目標値等の設定

協働のまちづくりの評価にあたっては、市や中間支援組織の事業の実績を評価するのではなく、より広い視点から捉えるため、「市民意識調査」および「職員の協働・市民参加に対する意識調査」から、関連する項目を用いて目標値を設定します。

また、各主体が協働のまちづくりに自ら取り組むことが重要であり、数値的に把握することが困難であることから、目標値を達成するために、市および中間支援組織が事業等を通して各主体に及ぼす影響に注視し、質的な視点からチェックポイントを定め委員会で評価していくこととします。

取組テーマ	評価の視点と目標値等
「情報の 発信・取得・ 共有」	【評価の視点】 市および中間支援組織が、市民公益活動団体等に対してまちづくり情報を十分に発信できているか。 【目標値】 「まちづくり情報の提供の充実」に満足している市民の割合（市民意識調査） 令和5年度：18.4%→令和11年度：20.0% 【目標値の達成に向けた主なチェックポイント】 ✓各主体の自発的な協働による事業実施につながるよう、好事例や先進事例について効果的に情報提供やアドバイスができているか。 ✓市および中間支援組織は各主体と対話ができているか。 ✓市と中間支援組織または中間支援組織同士は十分な対話ができているか。
「場所・機会 の提供」 による 「人づくり」	【評価の視点】 「得意や興味・関心」からイベントや活動が発生し、市内で多様な世代が楽しみ、参画する機会が創設されているか。 【目標値】 市民主役のまちづくりが進んでいると思う市民の割合（市民意識調査） 令和5年度：23.5% → 令和11年度：30.2% 【目標値の達成に向けた主なチェックポイント】 ✓市および中間支援組織が開催するまちづくり等に関する講座等について、期待される効果が得られているか。 ✓主体同士の連携による私発の取組が進められているか。 【評価の視点】 現場を意識した職員研修や協働事業の推進を通し、職員一人ひとりの協働事業の展開に向けた意識を向上できているか。 【目標値】 協働における事業展開を行うべきと考えている職員の割合 （職員の協働・市民参加に対する意識調査） 令和5年度：80.3%→令和11年度：84.5% 【目標値の達成に向けた主なチェックポイント】 ✓職員研修について、有効に実施されているか。
「組織・活動 の見直し」 等による 「持続可能な 運営」	【評価の視点】 市、中間支援組織、地域まちづくりセンターの相談、コーディネート機能により市民公益活動団体が活発化しているか。 【目標値】 「市民公益活動の促進」に満足している市民の割合（市民意識調査） 令和5年度：14.4%→令和11年度：21.0% 【目標値の達成に向けた主なチェックポイント】 ✓市や中間支援組織の相談機能により、各主体の活動が活性化され円滑に運営できているか。 ✓各種主体の現状・課題・方向性等について、市と中間支援組織とが相互に情報共有し連携できているか。

※チェックポイントについては毎年必要に応じ変更しながら評価します。

※目標値の最終評価は令和10年度実績をもって行います。

6. 具体的施策

取組テーマ1 「情報の発信・取得・共有」

市における重点的な施策

- ① 14学区のまちづくり協議会が一同に会する草津市まちづくり協議会連合会役員会において、今後の地域づくりに向けた先進事例等の情報提供や意見交換を行い、協働のまちづくりの推進に努めます。
 - 市まちづくり協議会連合会役員会 4回/年間の開催
 - 町内会振興会議 1回/年間の開催
- ② 高齢化や共働き世代の増加に伴い、市内の町内会において活動の見直し(棚卸し)を検討されている町内会に対して町内会長個別訪問等を実施します。
 - 町内会長個別訪問「一緒に考えてみませんか？」(令和5年度から実施)
 - 町内会意見交換会の開催 1回/年間の開催

* 令和6年度町内会・自治会アンケート調査集計結果を踏まえて、高齢化やコミュニティ希薄化等を背景に課題が多く見受けられた(①開発から40年以上経過した地域からなる町内会、②マンション町内会等の)類似町内会を集めた意見交換会を開催することで、好事例や課題解決策等の共有を図ります。
- ③ 協働ひろば*(市民総合交流センター5階)およびSNSにて市民公益活動団体等が活動を進める上で有益な情報発信を行います。
 - 協働ひろばSNS(公式LINE・Instagram) 令和5年度より運用

その他関連する施策	内容
まちづくり資料集の発行 (町内会向け)	町内会向けに各種支援情報を掲載した資料集を発行し、市民自らが行うまちづくり活動を応援します。
市民活動資料集の発行 (市民公益活動団体向け)	市民公益活動団体向けに各種支援情報を掲載した資料集を発行し、市民自らが行うまちづくり活動を応援します。
市ホームページ等を活用した情報提供	まちづくりに役立つ情報や統計、アンケート結果等の情報提供に努めます。
好事例・先進事例の周知	他の主体の自発的な協働事業のきっかけとなるよう、市内・外で取り組まれている好事例や先進事例について周知します。

中間支援組織における重点的な施策

<草津市コミュニティ事業団>

コミュニティ事業団では、多様な広報媒体を組み合わせながら、まちづくり情報の収集と発信を行います。特に情報誌「コミュニティくさつ」では、まちづくり協議会と協働し、地域課題に取り組む魅力的な活動を、取材を通じて発信します。また、誌面だけでなく、FMやSNS等多角的・複合的な発信で、多くの市民層への浸透を目指します。

●まちづくり情報誌「コミュニティくさつ」発行 4回/年間(市域版2回 学区版2回)

●まちづくり情報番組「くさつ☆コミュニティ Tea Time!!」制作 12回/年間

その他関連する施策	内容
HPを通じた市民活動情報の発信	HP「まちサポくさつ」にて市民公益活動団体データベースの管理運営を行い、毎年、情報をアップデートします。また、市民活動に有益となる情報についても随時更新・発信します。
まちづくりニュースレター「コネクル」の発行	市民公益活動団体向けの平易な形での情報発信として、つながりづくりや、活動に役立つアイデア・実務コンテンツを紹介するニュースレターを発行します。
協働ひろば管理・運営	協働ひろばでは、まちづくりの情報拠点として、チラシ配架はもとより、動画、記者提供、FM 出演および協働ひろばSNS(公式LINE・Instagram)等複合的な情報発信のサポートを行います。
FM番組への出演コーディネート	FMくさつでの情報番組「くさつ☆コミュニティ Tea Time!!」、「Kusatsu Front Line」等に市民公益活動団体やまちづくり協議会を出演コーディネートします。

<社会福祉協議会>

社会福祉協議会では、見える社会福祉協議会、魅せる社会福祉協議会活動を目指して積極的な広報啓発を行い、住民への周知・啓発を行うことで、地域の取組に関心を持つ人を増やし、地域の福祉力の向上を図ります。

●社協くさつの発行 4回/年間

●ボランティアグループ・地域サロンリストの発行 1回/年間

その他関連する施策	内容
社会福祉協議会ホームページによる情報発信	社会福祉協議会事業や地域での取組や、ボランティアや寄付の募集といった情報発信を効果的にを行います。
「広報くさつ」、「社協くさつ」点字版作成	視覚障害がある方に向け、「広報くさつ」、「社協くさつ」の点字版または墨字版を作成します。

取組テーマ2 「場所・機会の提供」による「人づくり」

市における重点的な施策

① 地域まちづくりセンターは、地域のまちづくり拠点として、市が条例に基づき認定している区域を代表する住民自治組織である「まちづくり協議会」を指定管理者として管理・運営しています。各学区において地域まちづくりセンターを拠点として、様々な市民活動が生み出されるよう相談支援、意見交換会、情報提供に努め地域活動等の活性化に向け支援します。

- 地域まちづくりセンター指定管理事業
- 地域まちづくりセンター整備事業（老朽化が著しい5センターの整備）

② 市民総合交流センターは、市民と行政が互いに交流し、協働することにより、社会的、公益的なまちづくりを推進するための複合施設であり、民間企業および団体の共同事業体が指定管理者として管理・運営しています。円滑な施設運営および各入居者と連携したイベントの開催等により、市域で展開される市民活動の活性化に向け支援します。

- 市民総合交流センター管理運営業務

③ 本市では、職員の協働に対する理解を深めるとともに、全庁的に協働のまちづくりを円滑に進めるため、職員向けの協働研修を実施しています。研修内容を他主体との協働につながるようなより実践的なものとする中で、職員の協働に対する積極性の向上を図ります。

- 新規採用職員研修 1回/年間の開催
- 主任・主査職員研修 1回/年間の開催

その他関連する施策	内容
スクールESDくさつプロジェクト	市内小中学校において、地域と学校に共通する課題解決のために、スクールESDくさつプロジェクトを実施していきます。
地域協働合校	市内小中学校およびまちづくり協議会において、こどもと大人の協働による学びの場として地域協働合校を実施していきます。
各主体との意見交流（再掲）	市と他主体との情報共有および協働を推進するため、町内会長個別訪問をはじめとする各主体との意見交換の機会を設けます。

中間支援組織における重点的な施策

＜コミュニティ事業団＞

コミュニティ事業団では、まちづくり協議会と市民公益活動団体が出会い、互いの活動や課題を共有しながら新たなつながりを創出する場をコーディネートします。特に市民総合交流センターでは施設のプラットフォーム機能をさらに高め、多彩な協働事例を創発するための交流イベントやチャレンジ企画を実施します。また、啓発型講演や実務スキルアップ講座においても、まちづくり協議会や市民公益活動団体の活動に共通する課題やテーマを取り上げ、先進するまちづくり実践者とのネットワークづくりをサポートします。

- 市民総合交流センター指定管理業務（交流イベント開催） 3回/年間（令和6年度実績）
- ひととまちの未来をつくるカレッジ 3回/年間（令和6年度実績）
- くさつラウンドテーブル 4回/年間（令和6年度実績）

その他関連する施策	内容
実務スキルアップ講座	広報・場づくり・会計等、市民公益活動団体やまちづくり協議会の運営に役立つ実務のスキルアップ講座を演習形式で行います。
市民活動交流会@くさつ	市民公益活動団体・まちづくり協議会が行う独自の取り組み発表やネットワークづくり・ピアサポートの場として交流会を行います。
立命館大学「まちのジブンゴト”feel→do！”（フィールド）」運営サポート	地域・大学・学生・市民公益活動団体等多様な人材が一同に集い気軽なブレインストーミングを通じてその課題の解決を図る立命館大学「まちのジブンゴト”feel→do！”（フィールド）」への運営協力やプレゼンターコーディネート等のサポートを行います。
協働ひろば運営管理（再掲）	ミーティングや相談が行えるテーブルや事務・撮影が行える作業スペース等まちづくりに必要となる機能を備えたフリースペースを市民に提供しながら日常的な管理を行います。
キラリエサポーター登録制度の運用	キラリエサポーター登録団体には、一定の要件（継続的な市民公益活動）を課すことで市民総合交流センターの施設を安価に使用できるルールを設定し、活動の機会と場所を提供します。

＜社会福祉協議会＞

社会福祉協議会では、各世代に向け、福祉やボランティアに関心を持つ人が増えるよう、地域で起きている問題等を「我がこと」と感じるきっかけづくりとなる研修・講座を実施します。

- ボランティア養成講座 3回/年間
- 草津市福祉教養大学の実施 5回の連続講座
- ボランティアマルシェの実施 1回/年間
- 災害ボランティア研修会の実施 1回/年間

その他関連する施策	内容
地域サロン交流会	運営者同士のつながりづくりや地域サロン運営に関する課題や困りごとについて意見交換を行うとともに、企画の参考となるボランティア活動やアイテム制作を体験できる機会を提供します。
近所力アップ講座	地域に職員が出向き、より身近な福祉の専門職として、住民同士のつながりや地域福祉活動について講座を行います。
ボランティア実践活動活性化事業	若い世代から福祉講座受講生までがボランティア活動に参加し福祉に触れることを通じて福祉風土を醸成します。
福祉教育の推進	こどもたちの福祉への理解を深めるために、福祉学習機材の貸出やボランティア派遣、職員が学校に出向いての車いすの使用方法的の紹介等を実施します。
フードバンクセンター	生活困窮世帯や支え合い活動を実施する団体に対して、食糧を無償提供します。また、企業等に寄付の協力を呼びかけ連携することにより、全員の循環システムを構築します。
社会福祉協議会チューリップ事業	貧困・孤独・孤立により不安を抱える女性が社会とのつながりを回復することができるよう、生理用品の提供をきっかけとして必要な支援へつなげます。また、企業等への協力の呼びかけや研修実施等により、福祉に対する意識の向上に努めます。

市における重点的な施策

- ① 地域まちづくりセンターを協働によるまちづくりの拠点として、市民が自ら地域の将来を考え、市民が望む住民主体のまちづくりを支援するため、地域まちづくり一括交付金および地域課題解決応援交付金の交付により、地域活動等の活性化を更に加速させます。

また、必要に応じて交付金の使途等に関して、庁内関係課をはじめ中間支援組織と連携し、地域づくりに向けた対話による伴走型支援を行います。

- 地域まちづくり一括交付金（現行制度の適用期間 令和6年度から4年間）
- 地域課題解決応援交付金（令和6年度から4年間 1学区あたり250万円/4年）

- ② 市民総合交流センターに入居する中間支援組織に対して継続的に改善、発展できるような運営支援を行うことにより、コミュニティ事業団においては、市民公益活動団体をはじめまちづくり協議会等への相談やコーディネート支援を行い、社会福祉協議会においては、各福祉活動団体等への相談支援やコーディネート支援を行うことで、各学区の特性に応じた各主体による協働のまちづくりの取組を推進します。

また、地域における高齢者の支え合い活動の充実に向け、社会福祉協議会に各小学校区を担当する生活支援コーディネーター*を配置しており、福祉分野で活動する団体とまちづくり分野で活動する団体とが相互に連携し、協働による地域活動が促進されるよう、市の関係課と両中間支援組織とが情報を共有し連携体制を構築することで、地域における分野横断的な地域活動の更なる充実・活性化を図ります。

- コミュニティ事業団運営費補助金
- 社会福祉協議会活動費補助金
- 生活支援体制整備事業委託費（生活支援コーディネーター）

その他関連する施策	内容
基礎的コミュニティ設立支援・加入啓発事業	基礎的コミュニティの新規立ち上げを支援するとともに、既存の町内会の安定した運営のための助言等を行います。
協働チャレンジ*事業	市民公益活動団体の市との協働事業実施に向けたマッチングおよび資金助成を行います。

中間支援組織における重点的な施策

<コミュニティ事業団>

コミュニティ事業団では、市民公益活動団体やまちづくり協議会、組織や個人から寄せられるまちづくりに関する多様な相談に市民活動コーディネーターとして応じます。「団体や人の紹介」、「活動取組・事業企画」、「団体運営・会計」、「活動資金の確保」等の相談対応をしながら、コミュニティ事業団の助成、交流会、講演会等各種事業への誘導や市民総合交流センター各入居団体をはじめとした各分野の相談機関へのコーディネートを行います。また、まちづくり協議会に向けては、地域まちづくり計画策定サポートや若手の参加促進等、求めや実情に合わせたプロデュース型の伴走支援を行います。

- まちづくり相談業務 394件（令和5年度実績）
- まちづくり協議会個別サポート 9学区個別サポート（令和5年度実績）

その他関連する施策	内容
ひとまちキラリ まちづくり活動助成	立ち上げ支援・ステップアップ支援・協働事業支援の3部門による市民公益活動団体への助成制度を行います。立ち上げ支援では助成だけでなく多角的な伴走支援を行い、活動全般をサポートします。
市民総合交流センター 草津 指定管理業務(再掲)	市の協力のもと、キラリエマツリ*やクリスマス企画等の交流イベントを社会福祉協議会をはじめとする各入居団体と協働で行い、市民総合交流センターの市民交流機能を高めます。
協働ひろば企画 Kirarie 5café	市民公益活動団体の新しいチャレンジやお試し事業をミニ企画化し、協働ひろばで実施します。場の提供だけでなく、企画や準備、広報のサポート等の伴走支援も行います。
ひとまちキラリ イキイキ活動賞	市内・地域のために行ってこられた長年にわたる地道な活動に感謝の気持ちを伝える市民公益活動団体の表彰制度を行います。表彰と合せて、コミュニティ事業団のもつ各コンテンツやネットワークを通じて団体取組の更なる周知を行います。

<社会福祉協議会>

社会福祉協議会では、身近な地域の集まりである町内会が所属する小学校区を重要な地域のまとまりとして捉え、14学区すべてに地域福祉コーディネーター*兼生活支援コーディネーターを配置し、学区社会福祉協議会活動に参加・協力、支援を実施します。また、14学区それぞれへの支援を土台とし、地域や分野を超えたつながりづくりに寄与します。

- 地域福祉コーディネーターによる学区社会福祉協議会活動支援 815回(令和5年度実績)
- 地域支え合い運送支援事業 4学区(令和5年度実績)
- ボランティアのコーディネート件数 253件(令和5年度実績)

その他関連する施策	内容
医療福祉を考える会議	学区ごとに地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)を配置し、各学区における課題や取組を地域とともに検討します。
ボランティアセンターの運営	ボランティアコーディネーターが地域で活躍されているボランティアグループ・個人ボランティアへの援助相談に応じ、ボランティア活動の活性化を図ります。
各種助成事業	学区社会福祉協議会や各関係団体、ボランティアグループに対し助成金を交付し、地域福祉の活性化を図ります。
福祉機器リサイクル(貸出事業)	ケガや一定期間の外出等の事情により一時的に車いすが必要になった方に、車いすの貸出を行います。
地域サロンコーディネーターの配置	社会福祉協議会に地域サロンコーディネーターを配置し、地域サロン活動の維持・拡充を通じて高齢者が身近な場所で支え合う関係づくりを推進します。
共同募金運動の推進	民間福祉事業の推進を図るために、10月から12月まで全国で展開される赤い羽根共同募金運動を推進します。

各取組テーマに共通する事項

市と中間支援組織または中間支援組織同士の連携

市および中間支援組織では、現在活躍されている市民や、市民公益活動団体および福祉活動団体等に対し必要な支援を継続的に行うとともに、新たな団体や活動がいつでも生まれるような土壌づくりをしておく必要があります。そのために、市と中間支援組織または中間支援組織同士で柔軟で小まめな情報共有や連携を行います。

＜協働実施事業例＞

- くさつラウンドテーブル(再掲)
- キラリエまつり(再掲)
- ひととまちの未来をつくるカレッジ×福祉教養大学(再掲) 等

7. 今後の方向性から見る好事例・先進事例

好事例・先進事例を紹介するにあたって

協働のまちづくりでは、各主体が「対話と協働でつくる住みよいまち草津」の実現に向けて、自らが取り組む姿勢を示すことが重要です。また、社会の変化に応じた様々な地域の課題がある中で、協働のまちづくりに取り組んだ成果は、様々な形で様々な分野において、時には時間をかけて効果が得られるものです。

こうした中で、第2次計画の最終年度である令和6年度末までの期間において、市内には、各主体が「学ぶ・見える・つながる」を意識し、試行錯誤し、芽吹き出し、取り組まれている好事例がいくつも存在します。

今回、第3次計画においては、こうした事例について、今後、具体的に目指すビジョンの参考とするため、6つの事例を掲載しています。

とりわけ、掲載する事例については、共通の想いを持つ他主体同士の協働により活動がひろがったものや、新たな手法により地域課題の解決を目指す先進事例に絞って選定いたしました。

各主体が「学ぶ・見える・つながる」から始まり、さらには「ひろげる」ことを意図して、市民、まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、教育機関、中間支援組織および市の各主体が協働してまちづくりに取り組み、こども、地域活性化、防犯・防災、高齢者等の様々な分野における活動や取組事例をさらに市内に「ひろげる」ことを目指します。

#1 市民公益活動団体の”やりたい”が地域の力に

まちづくり協議会 ×
市民公益活動団体

Point

まちづくり協議会が、市民公益活動団体が提案できる仕組みをつくり、協働することによって、従来のまちづくり協議会だけでは実施できなかった事業が、市民公益活動団体の”やりたい”を取り入れたことにより、学区民の一大交流イベントとして実現しました。

【概要】

まちづくりの担い手不足や、世代間・新旧住民間のコミュニケーションの低下、若い世代や新住民の地域まちづくりへの参加に対する関心の薄さや意欲の低下といった地域の課題を持つ老上学区まちづくり協議会が、令和5年度に市の「地域課題解決応援交付金」を活用し実施した「ワクワク!!おいかみチャレンジ助成」(採択方式による市民公益活動の助成事業)により生まれた事業です。

そこで採択された市民公益活動団体「JAGUARの部屋」(こどもの居場所づくりを展開)と協働でハロウィンの仮装行列イベントが実施されました。

【ストーリー】

このイベントの背景には、区画整理事業により開発された大規模な新興住宅地での新旧住民の多世代間交流、および地域共生というテーマ(地域課題)がありました。

こどもたちがハロウィンの仮装をして学区内を練り歩き、公園や神社、個人宅(こども110番登録者)も含め、複数設定されているスポットでお菓子をもらおうというものでした。お菓子の入ったボックスは、学区内にある特別養護老人ホームの方たちが手作りで提供してくださったものであり、後日こどもたちからのメッセージや写真がホームに届けられました。

結果として、多くの地元の方々や民間企業等からの協力もあり、5万円の助成金で約350人の参加者を集め、世代間・新旧住民間のコミュニケーションの促進および、若い世代や新住民の地域のまちづくりへの参加のきっかけを創出することができました。

おばけも笑顔に♡TRICK or treat



【関係主体の役割】

- ・まちづくり協議会：地域課題解決応援交付金を活用し採択方式による助成事業を実施
- ・市民公益活動団体：ハロウィンの仮装行列イベントを実施
- ・中間支援組織(コミュニティ事業団)：採択方式による助成事業のノウハウを伝授
まちづくり協議会と市民公益活動団体をコーディネート
- ・市：地域課題解決応援交付金の交付による財政的支援

【これからの展望】

各まちづくり協議会において、事業のプロジェクト制や手挙げ制への移行が見られる中、「ワクワク!!おいかみチャレンジ助成」のような市民に広く平等に事業を募集することができる取組がひろがることで、地域と私発アクターとの関わりがより活発化していくことを期待します。

#2 市民の“やってみよう”が地域の彩りや活力へ

市民 × まちづくり協議会
× 教育機関

Point

少子高齢化や定年延長、共働き世帯の増加等が進み、様々な分野において中心となって地域活動を担う人材が先細りする中、興味・関心がある分野で“とりあえずやってみよう”と集まった若い世代の活動が輝きを放っています。また、地域のベテラン役員達が見守る様子が伺えます。このような中で若い人の発想により、大学生や企業等と連携で広がりが見られ、地元特産品を使った商品開発(彩り)や新たな活動(活力)が生まれてきています。

【概要】

山田学区では、少子高齢化に伴い人口減少の傾向にあり、今後、中心となって様々な分野で地域活動を担う人材が先細りすると危惧されています。

そのような中、「ずっと住み続けたい山田」を目指して、令和2年度の「山田の未来を考える若手ワークショップ(100人会議)」をきっかけに誕生した「ヤマミラ」が主軸となり、今後の山田を担う人材の育成、明日の山田を創る世代にバトンをつなぎ事業として、様々な活動や行事が生まれてきています。

【ストーリー】

令和4年度から開催されている「やまだメロンまつり」では、特産品の山田のメロンの販売をはじめ、地域の若手からベテラン役員、大学生や企業等、多様な世代や立場の市民が関わり、地域発のアイデアにより、「メロンエール(クラフトビール)」、メロンシャーベット等商品開発にも挑戦されています。

また、山田学区まちづくり協議会からの要請を受け、立命館大学(BKC)の学生団体「BohNo(ボノ)」によるメロンを活用した一品のアイデア等が提供されています。

イベント時は、学生のほかにも地元の飲食店も協力し飲食ブースを出店される等、様々な人と人が「得意」を持ち寄って協働により、地域を盛り上げ活性化させたいという熱意であふれています。

やまだメロンまつり 2024 ヤマミラ×BohNo



【関係主体の役割】

- ・市民：自分たちの得意分野を生かし商品開発・PR等、新しいアイデアで彩りを提供
- ・まちづくり協議会：地域課題(彩り・活力)に向けて、協議会として取り組むための組織づくり
(若い人の発想、ベテラン役員の見守りと総合調整、新旧役員の融合)
- ・教育機関(立命館大学)：授業を通し山田学区まちづくり協議会と学生をマッチング
- ・中間支援組織(コミュニティ事業団)：山田学区まちづくり協議会と学生団体「BohNo(ボノ)」をマッチング
- ・市：地域課題解決応援交付金の交付による財政支援

【これからの展望】

山田学区では、地域まちづくりセンターの整備(改築)を控える中、令和5年度以降、地域役員で複数回の検討委員会を重ねられました。その中で、若い人の意見を積極的に取り入れ、新センター開設後にセンターを拠点として、持続可能な仕組みで、より多くの人を巻き込み、さらに地域を彩り・活性化したいと様々なアイデアが検討されています。今後の展開に期待しています。

#3 得意なことを持ち寄って地元を盛り上げる

市民 × まちづくり協議会

Point

地域が抱える担い手不足という明確な課題の解決に向け、運営者側も楽しみながら親子を対象としたイベントを開催する団体が注目を集めています。防災という地域づくりに不可欠なテーマをはじめ、運営者やその身近な人々が持ち寄った得意なことや好きなことを題材にイベントを開催しており、イベント参加者が地域づくりへ参画するきっかけづくりを行っています。

【概要】

渋川学区は、市の玄関口となる JR 草津駅や、その周辺の大型小売り店舗、高層マンション等が立ち並び中心市街地の一角を形成する地域であり、市内でも比較的人口の多い学区ですが、他の学区と同様に核家族の進行や共働き世帯の増加、少子高齢化に伴う人口減少の傾向にあり、地域活動の担い手不足という課題を抱えています。

そうした中、令和4年度に開催したまちづくり研修「渋川でできることをいっしょに考えよう」にて、多くのまちづくりのアイデアが提案され、その実現に向けて「渋川なんでもやる会」(渋やる会)が誕生しました。

「渋川なんでもやる会」(渋やる会)では、「自分の得意なことを、できることをできる時に、渋川のために生かし何でもやってみること。自分たちも楽しむこと。」をモットーに、担い手不足の解消につながる事業を展開されています。

【ストーリー】

渋やる会の活動は令和5年度から本格的に始まり、親子を対象としたイベントをメインに展開されています。

特に、地域住民の防災意識の向上と、幅広い世代の顔の見える関係づくりを進めるため、令和5年度には防災イベントが2回実施されており、薪割りや火起こし、かまどベンチを利用した防災パンづくり等を通し、災害時を乗り越える術を楽しみながら学ぶことができました。

防災イベントの他にも、地元の高校とコラボしたお菓子作り体験や、ダンス教室、走り方教室等、運営者側も楽しみながら、親子で楽しめるイベントを継続して開催することで、令和5年度には渋やる会の活動に参画したいという新たなメンバーを確保することができました。

薪割り・火起こし体験



【関係主体の役割】

- ・市民：「得意」を持つ市民により様々な分野のイベントを実施
- ・まちづくり協議会：地域課題(担い手不足)に向けて、協議会として取り組むための組織づくり(若い世代とベテランが一丸となり会を発足)
- ・市 + 中間支援組織(コミュニティ事業団)：渋やる会の発足に向けた支援および地域課題解決応援交付金の交付による財政支援

【これからの展望】

令和5年度に渋やる会が発足されて以来、運営者と参加者の両方が楽しみながら、様々な分野のイベントが実施されており、今後も継続的なイベント開催を通し、参加者から新たな担い手が多数生まれることが期待されます。

#4 福祉の目線から地域課題を我が事に

Point

各学区の「医療福祉を考える会議」にて地域の課題を分析し、解決に向けて働きかけを行うことで、徐々に地域住民の理解が得られ、今度は地域課題を我がことと捉えた者が主体的に解決に向けて働きかけを行うという良いサイクルができています。

【概要】

草津市社会福祉協議会では、在宅サービス事業所がサービスを提供する際に駐車場がないことで駐車違反になったり、事業所や利用者家族に苦情が入るといった課題に対して、新たな切り口として、各学区の「医療福祉を考える会議」にて地域の理解を広げる取組を、「ピカッと草津」と銘打って実施されています。（令和6年度現在、矢倉学区・老上学区・山田学区・笠縫東学区にて実施）

【ストーリー】

草津市社会福祉協議会では、地域の実情に応じた高齢者等の生活を支える地域づくりを進めていくため、小学校区域に生活支援コーディネーターを配置し、地域での話し合いの場「医療福祉を考える会議」を展開されています。この会議には、地域の様々な活動者、医師、介護事業所、地域包括支援センターおよび市が出席し、必要とされる活動を語り合うことで、支え合いの地域づくりが進められています。

高齢化の進展が今後も見込まれる中、在宅サービスに視点を向け、事業所困り事アンケートを実施したところ、駐車場がないことで駐車違反になったり、「恥ずかしいから事業所の車を家の前に停めないでほしい」、「近所から家族に苦情が入った」といったサービスに対する地域の理解不足が浮き彫りになりました。

この課題を解決するため、各学区で理解を得ることから始め、地域住民、事業所、関係機関の連携の促進に働きかけを行う中で、町内会長等の地域住民が事業所の車を停められるように働きかけを行ったり、自治会館や空き地を使用できるよう回覧で地域理解を呼びかける等、少しずつ住民の意識に変化が見られています。

「ピカッと草津」（地域助け愛応援駐車場）



【関係主体の役割】

- ・中間支援組織（社会福祉協議会）＋市：生活支援コーディネーターの配置と「医療福祉を考える会議」の開催
- ・市民：駐車場の貸出およびその働きかけ

【これからの展望】

令和6年度現在4学区で実施されている「ピカッと草津」が全学区に広がり、誰もがいくつになっても安心して暮らせるまちの実現および顔の見える関係の構築を期待します。

#5 隙間時間を生かして地域貢献(有償ボランティア)

基礎的コミュニティ × 市民 (有償ボランティア)

Point

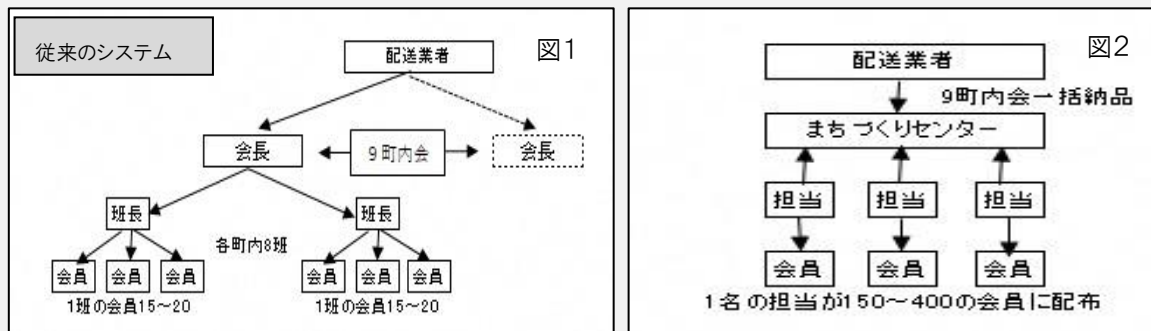
約40年前に大規模に開発され、住民が一斉に高齢化が進んでいる地域において、9町内会が協働し、市から支払われる行政事務委託料を活用して、有償(若干の報酬)のボランティアを募り、町内会の役員に代わって「広報くさつ」の配布等を実施。

【概要】 ～ 若草・岡本西地区協働活動委員会の取組事例 ～

平成29年4月に志津南学区まちづくり協議会が「志津南まちづくりセンター」の指定管理者に指定されたことを機会に、同地域では、コミュニティビジネスとして、基礎的コミュニティの役員の担い手不足や負担軽減を目的に、9町内会が協働して「広報くさつ」の配布を合理的に簡素化する仕組みを構築。

【ストーリー】

従来のシステム(図1)では、町内会長宅に届けられた「広報くさつ」を、会長が班長宅に仕分けをして班長宅に届け、班長が会員宅に配布していた仕組みを、地域内で担当者(有償ボランティア)を募り、町内会の役員に代わって全戸配布等を担う仕組みに変更(図2)。



- ◆「広報くさつ」等の全戸配布に伴う、負担を大幅に軽減することができた。
- ◆担当者(有償ボランティア)は、会員宅に配布する傍ら、空き家や留守宅を把握。
また、町内会とのコミュニケーションを図り、防犯活動や独居高齢者の見守りにも効果を発揮。

【関係主体の役割】

- ・基礎的コミュニティ：共通する課題を複数の町内会が持ち寄り、持続可能な方法による解決策を構築
- ・市民：町内会の役員に代わって実行
- ・市：地域まちづくりセンターの指定管理(まちづくりのための拠点化)

【これからの展望】

令和6年度の町内会・自治会アンケート調査結果から、開発から40年以上が経過した地域からなる町内会が約21%(43町内会/202回答町内会)を占めており、多くの地域で高齢化が進み役員の担い手不足が顕在化する中、今後、基礎的コミュニティを維持するために、複数の地域が協働し、有償ボランティア等の仕組みによりアウトソーシング化を進めることが有効になると考えます。

#6 気軽に「助けて」と言える支え合い活動の検討

まちづくり協議会 × 市民
× 市民公益活動団体

Point

地域内における暮らしの問題(ちょっとした困り事)について、他市町の先進事例を参考にして持続可能な支え合い活動の実現に向けて検討が始まっています。これまでのお互い様(無償)の気持ちを大切にしつつ、「有償」にすることで気軽に「助けて」と言える仕組みづくりを検討されています。様々な課題解決から検討が始まりましたが、「あったらいいな。これならできる。」の発想を大切に、実現に向けて取り組まれています。

【概要】

老上西学区まちづくり協議会では、地域の高齢者等の暮らしを支える様々なボランティア活動が行われてきましたが、利用者がより気兼ねなく利用できるようにするとともに、支え合いの仕組みとして持続可能な活動にしていくため、有償ボランティア制度の導入を検討することとし、令和6年度に「有償ボランティア検討委員会」を設置されました。

【ストーリー】

老上西学区まちづくり協議会は、令和6年2月に有償ボランティアの先進地である三重県名張市「名張地区まちづくり協議会」を視察され、老上西学区でも有償ボランティアの仕組みの導入を検討することとし、同年6月には、第1回有償ボランティア検討委員会が開催されました。

第1回検討委員会では、老上西学区まちづくり協議会福祉部会の構成団体である社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、赤十字奉仕団およびボランティアグループ たすけ愛隊「ママの手」といったメンバーが参加し、有償ボランティアの可能性や地域における新たな支え合いの活動の内容等について協議をされました。

その後も月1回程度、外部からの参加者も招きつつ、継続的に開催されており、課題解決から入らず、まずはできることから始め、改善していきたいという方向性のもと、令和7年からの運用をめざして検討を進めておられます。

老上西まちづくり協議会 有償ボランティア検討委員会



【関係主体の役割】

まちづくり協議会：地域の課題解決について、まちづくり協議会として取り組むための組織づくり
市民：専門知識やボランティア経験等、様々なノウハウを持ち寄り、有償ボランティアを検討
市民公益活動団体：自分たちの得意分野、「あったらいいな」の思いを形にする熱意
市＋中間支援組織：検討過程で壁に当たった際のアドバイスや先進事例の提供

【これからの展望】

多くの地域で高齢化が進み「ちょっとした困り事」が顕在化する中、有償ボランティア制度の導入は、市内のまちづくり協議会としては初めての試みであり、各まちづくり協議会および基礎的コミュニティ(町内会等)にも広がっていくことが期待されます。

Column 「協同労働」という新たな協働のカタチ

有償ボランティアの他にも、協同労働により地域課題を解決する他市町の事例が見受けられます。

協同労働とは、働く人が自ら出資して事業・経営を主体的に担い、生活と地域に必要な仕事を協同で起こす働き方のことです。

株式会社等とは違い、出資者が平等に経営に携わることができるため、対話を通し、一人ひとりがより納得感を持って地域課題の解決に向けた事業を実施することができます。

本市においても、地域の困り事の解決や、町内会の活動に関して、労働者協同組合で取り組む新たな事例が生まれることが期待されます。

第4章 協働のまちづくりの推進にあたって

1. 計画の推進体制の整備

協働のまちづくりは、各主体が責任と役割を分担し、相互の信頼および理解のもと、互いの特性および能力を持ち寄って連携・協力することで、単独で取り組むよりも大きな成果が期待される取組です。前項で掲げた事例のとおり、その成果は「こども、地域活性化、防犯・防災、高齢者」等様々な分野に及び、地域における協働の取組をより実効性の高いものとする必要があります。

そこで、本市では協働のまちづくりを分野横断的に全庁的に推進するため、平成22年度から市長を本部長とし、各部局の長をメンバーとする「草津市協働のまちづくり推進本部会議」を設置しています。本部会議において、庁内の連携・調整を図るとともに、推進本部会議の下に総括副部長で構成する幹事会を設置し、協働のまちづくりを推進するための施策の検討をはじめ、各主体と協働により解決するべき政策課題等を共有しています。

また、協働によるまちづくりおよび市民参加の推進に関し評価等を行うため、委員会を設置しています。

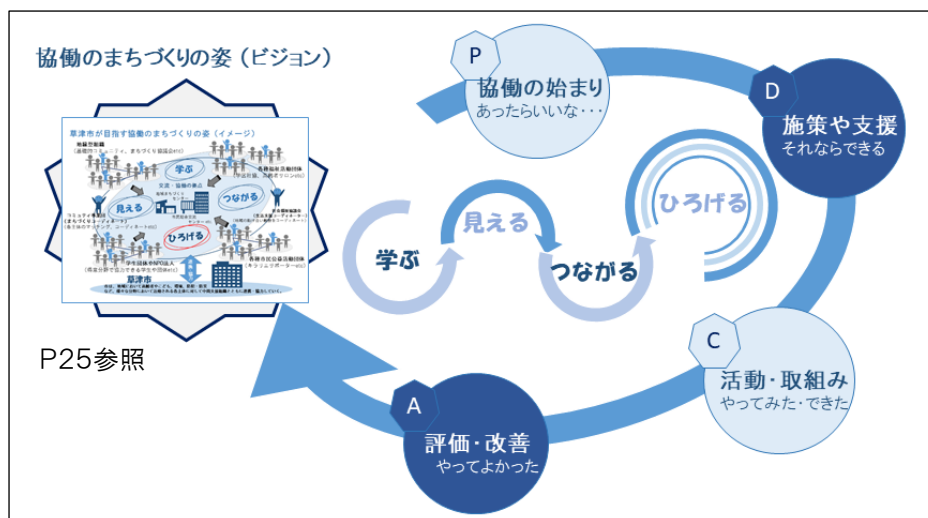
2. 計画の進捗管理

様々な分野における協働のまちづくりの取組は、分野横断的に総合的に実施することにより、複数年の期間を経て成果につながることから、本市の目指す協働のまちづくりの姿の実現に向け、計画期間において、市および中間支援組織における各施策等が、どのように成果に作用するかを意識しながら、必要な措置を講じていくことが必要です。

このため、本計画では単一の施策や単年度における評価ではなく、総合的に複数年の視点に立ち「Plan(計画)」、「Do(実施)」、「Check(評価)」、「Action(改善)」の一連の流れに沿ったPDCA サイクルにより進捗管理を行っていきます。

また、「Check(評価の視点)」については、学識経験者、関係団体の代表者、公募市民から構成される委員会の意見を聴き、施策の取組等に反映していきます。

▼PDCA サイクル イメージ図



資料編

1. 委員名簿

草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会委員

(各分類五十音順・敬称略・◎:委員長・○:副委員長)

NO.	分類	氏名	所属
1	学識経験	乾 亨 ◎	立命館大学 名誉教授
2		深川 光耀 ○	花園大学 准教授
3		森田 紀美	くさつラウンドテーブル世話人 くさつ男女共同参画市民会議い〜ぶん 元代表
4	地縁団体	四方 道治	志津南学区まちづくり協議会 会長
5		宮木 美恵子	草津学区ひと・まちいきいき協議会 (民生委員児童委員)
6	市民公益	井戸田 聖子	まちのコミュニティハブツナグ 代表
7	活動団体	出呂町 馨	ボランティアグループ ふくちゃん 元代表
8	教育機関	浅見 公博	立命館大学総務部BKC地域連携課 課長補佐
9	公募	磯山 信夫	公募市民
10		木下 善広	公募市民

委嘱期間: 令和6年7月1日～令和8年6月30日

2. 第3次草津市協働のまちづくり推進計画策定の経過

- 令和6年 5月27日(月) 第1回草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会
- 令和6年 7月 9日(火) 第2回草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会
- 令和6年 8月28日(水) 第3回草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会
- 令和6年 9月10日(火) 草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会 勉強会
- 令和6年10月 8日(火) 第4回草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会
- 令和6年11月26日(火) 第5回草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会
- 令和6年12月17日(火) 答申
- 令和6年12月18日(水) くさつラウンドテーブル(1回目)
- 令和7年 1月10日(金) パブリックコメント(～2月10日(月))
- 令和7年 2月14日(金) くさつラウンドテーブル(2回目)
- 令和7年 2月25日(火) 第6回草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会

3. 用語解説

※【 】横のページは、用いられているすべてのページを表記しています。

五十音順

あ行

【ウェルビーイング】 1 ページ

身体的・精神的・社会的に良好な状態を表す概念のこと。

【SNS】 9、17、27、31、34、35 ページ

Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、インターネット上の交流を構築するサービスのこと。

か行

【義務的経費】 9 ページ

法令等により義務付けられている支出で、自治体が任意に削減することが困難な経費。主に社会保障関係経費や過去の借入金の返済金、職員人件費等のこと。

【協働チャレンジ事業】 39 ページ

市の各所属と市民公益活動団体との協働事業を実践しやすい環境を整えるため、市民公益活動団体と協働事業を実施する各所属に対し、まちづくり協働課の予算を充当する事業のこと。

【協働ひろば】 34、35、37、40 ページ

市民総合交流センター5階にある市民活動団体を応援するフリースペースのことであり、まちづくり相談、情報発信、ミーティング、チャレンジ企画の場として活用できる。

【キラリエサポーター】 5、37 ページ

キラリエ草津の目的に賛同し、その目的の実現の

ために協力して公益的なまちづくり活動を行う登録団体のこと。

【キラリエまつり】 36、40 ページ

市民総合交流センターの指定管理者が施設全館を貸し切って実施する交流イベントであり、毎年キラリエサポーターや各入居者により様々なブースが出展される。

【くさつラウンドテーブル】 1、16、18、21、37 ページ

役職や部署、立場等関係なく数人で円卓を囲み、自由に意見交換を行う会議のこと。

【健幸】 20、25 ページ

誰もが生きがいをもち健やかで幸せに暮らせること。

さ行

【参画】 11、14、15、16、17、19、22、25、27、29、31、33、45、50 ページ

単に集まりに加わる(参加)のではなく、事業や計画に加わり、主体的に活動すること。

【私発(しはつ／わたくしはつ)】 26、27、31、33、42 ページ

個人の関心や問題意識あるいは自己実現を動機とする始まりのこと。延藤安弘著『まち再生の術語集』(2013 年)の中で、「私発協働」を「＜私＞から始まり、まわりをゆるやかに引きつけ、共に力を発揮しあうことを通じて「公共の幸福」に導く一連のプロセス」としている。

【市民総合交流センター】 19、22、31、34、36、37 ページ

市民と行政(市)が互いに交流し、協働することに

より、社会的、公益的なまちづくりを推進するとともに、入居者が互いに連携することにより、多様な市民活動の展開を支援し、それらの活動の連携および市民交流の促進を行うことを目的とした複合施設。令和3年度に開所。通称キラリエ草津。

【職員の協働・市民参加に対する意識調査】 13、33 ページ

まちづくり協働課にて市職員の意識の状況を把握するために実施しているアンケート調査。

【スクールESD】 16、17、28、36 ページ

Education for Sustainable Development(エデュケーション・フォー・サステナブル・デベロップメント。持続可能な開発のための教育)の略で、SDGs の実現に向けた教育であり、草津市では「スクール ESD くさつプロジェクト」として、様々な地域課題を体験的な学びを通して、その解決にこどもたちが主体的にかかわり、地域社会の一員としての意識と行動力を身につけることを目指している。

【生活支援コーディネーター】 39、40、40、46 ページ

地域における高齢者の多様な日常生活上の支援体制を構築するため、地域の実情に応じてコーディネートを行う者。

た行

【地域共生社会】 1、25 ページ

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

【地域協働合校】 15、16、17、21、28、36 ページ

学校・家庭・地域の連携・協働により、それぞれの持つ教育機能を生かしながら、こどもと大人が地域文化や現代的な課題等について学び合い、かかわり合う社会を目指す取組のこと。

【地域支え合い運送支援】 18、40 ページ

住民ボランティアによる通院や買い物等、外出が困難な高齢者等のための運送支援事業のこと。

【地域サロン】 5、17、18、19、35、38、41 ページ

ふれあいを通じた孤立感の解消、高齢者の閉じこもり防止、介護予防等を目的として町内会で実施される活動のこと。

【地域まちづくりセンター】 5、15、19、22、27、31、33、36、39、44、47 ページ

まちづくり協議会を主体とした協働のまちづくりを推進し、地域の活性化に寄与することを目的とした施設。市内14施設。

【地域福祉コーディネーター】 40 ページ

生活上の悩みや困り事を抱える方に対し、様々な機関・団体と連携しながら、課題の解決を図るとともに、居場所づくり等を住民主体の活動の推進や、地域でのネットワーク構築といった取組を行う者。

【町内会・自治会アンケート調査】 12、34 ページ

まちづくり協働課にて町内会・自治会の課題等の現状把握に努めるとともに、地域課題に向き合い、町内会の活性化等につなげていくことを目的に実施するアンケート。(市HP>くらし・手続き>地域・コミュニティ・国際交流>町内会等>町内会・自治会に関するアンケート調査結果について)

第3次草津市協働のまちづくり推進計画

令和7年3月発行

〒525-8588

滋賀県草津市草津三丁目13-30

草津市まちづくり協働部まちづくり協働課

TEL : 077-561-2337 FAX : 077-561-2482

E-mail : machi@city.kusatsu.lg.jp